

# 平成 29 年台風第 21 号

## 災害対応記録





# 目次

1. 検証の概要	1
1.1 検証の目的	1
1.2 検証の手法	1
1.2.1 職員アンケート調査	1
1.2.2 被害認定調査等の聞き取り結果（地域住民）	1
1.2.3 災害対応のふりかえり	1
1.2.4 平成29年台風第21号災害対応記録	1
2. 平成29年台風第21号の概要	2
2.1 台風の経路	2
2.2 降雨の状況	2
2.3 土砂災害の危険性	5
2.4 河川の状況	6
2.5 気象に関する注意報・警報等	9
3. 被害概要	10
3.1 浸水区域図	10
3.2 人的被害の状況	11
3.3 住家被害の状況	11
3.4 ライフライン関係	11
3.5 道路、法面の被害状況	12
3.6 河川、ポンプ場の被害状況	13
3.7 農林・水産関係の被害状況	14
3.8 公共施設等の被害状況	16
3.9 その他	20
4. 伊勢市の災害対策本部体制	21
4.1 伊勢市の災害対策本部組織	21
4.1.1 平成29年度の伊勢市災害対策本部組織図	21
4.1.2 職員数	22
4.1.3 チーム体制の概要	22
5. 災害対応（発災前～直後）の概要	23
5.1 伊勢市災害対策本部の主な動き	23
5.2 伊勢市災害対策本部の設置	27
5.3 職員の配備	28

5.4 避難情報の発令 .....	29
5.5 パトロール .....	30
5.6 河川、ポンプ場 .....	32
5.7 災害救助法・被災者生活再建支援法の適用 .....	33
5.8 被災者の救出（災害救助法） .....	34
5.9 消防団の活動状況 .....	35
5.10 避難所の設置（災害救助法） .....	36
5.11 炊き出しその他による食品の給与（災害救助法） .....	37
5.12 備蓄物資 .....	38
5.13 学校、幼稚園、保育所（園）の対応 .....	39
5.14 災害時要配慮者対策 .....	41
5.15 情報収集 .....	42
5.16 情報発信 .....	43
5.17 資源保全（人、物、車両の退避） .....	44
6. 災害対応（生活再建・復旧）の概要 .....	46
6.1 伊勢市災害対策本部の主な動き .....	46
6.2 職員の配備 .....	50
6.3 避難所の設置（災害救助法） .....	51
6.4 福祉避難所 .....	52
6.5 炊き出しその他による食品の給与（災害救助法） .....	53
6.6 被服、寝具その他生活必需品の給与（災害救助法） .....	54
6.7 被災した住宅の応急修理（災害救助法） .....	55
6.8 学用品の給与（災害救助法） .....	56
6.9 災害廃棄物の処理 .....	57
6.10 防疫 .....	59
6.11 被害認定調査 .....	60
6.12 罹災証明書の発行 .....	62
6.13 被災者台帳 .....	63
6.14 災害見舞金 .....	64
6.15 災害弔慰金 .....	66
6.16 災害援護資金の貸付 .....	67
6.17 被災者生活再建支援金 .....	68
6.18 税金、保険料、公共料金等の減免等 .....	69

6.18.1 市税関係	69
6.18.2 保険料等	73
6.18.3 水道料金・下水道使用料	76
6.18.4 保育料	77
6.19 被災住宅復旧工事補助金（市単独事業）	78
6.20 中小企業災害復旧資金利子補給補助金（市単独事業）	79
6.21 障がい者、高齢者への補助	80
6.22 民生委員、社会福祉協議会の要配慮者見回り活動	81
6.23 災害ボランティアセンター	82
6.24 住宅の提供	84
6.25 伊勢市災害義援金	85
6.26 三重県災害義援金	86
6.27 公共施設の復旧	87
6.28 流木等漂流物の処理	88
6.29 上水道の復旧	89
6.30 下水道の復旧	90
6.31 庁舎の復旧	91
6.32 激甚災害の指定と対応	92
6.33 災害対策の進行管理	93
6.34 情報収集	94
6.35 情報発信	95
6.36 知事による被災地視察	96
7. 伊勢市業務継続計画（BCP）と台風第21号対応	97
7.1 主な項目と評価	97
8. 衆議院議員選挙事務	99
9. 三重県・国への要望	100
10. 災害時応援協定に基づく協力	101
11. 資料編	102
11.1 降水量 時系列表（数値）	102
11.2 河川水位 時系列表（数値）	104
11.3 被害認定調査時の聞き取り結果	105

## 発刊に寄せて

平成29年10月22日から23日にかけて伊勢市を襲った台風第21号は、観測史上最大の雨を降らし、その結果、市内各地で河川の氾濫や内水氾濫により被害が発生し、大きな災害となりました。

伊勢市では、この台風第21号による被害や災害への対応を踏まえ、今後の災害対策に役立てるとともに、教訓を次世代へ伝えるため、災害対応記録としてまとめました。

台風を振り返ってみますと、まず、何よりも忘れてはならないのは、この災害で一人の尊い命が失われたことです。お亡くなりになられた方に対しまして、心からお悔やみを申し上げます。

生活基盤におきましても、床上浸水409戸、床下浸水670戸、店舗、倉庫等の浸水773戸の住家や店舗が浸水被害を受けた他、道路冠水による通行止、停電なども市内各所で多数発生いたしました。

市町村合併後に始めてとなる災害救助法、被災者生活再建支援法の適用を受ける中、国、県等をはじめとする関係機関や、被災家屋の清掃等の災害ボランティア、避難者へ食料、物資等の提供をいただいた企業、義援金など、全国からお寄せいただいた温かいご支援とご協力に厚くお礼申し上げます。

伊勢市では、今後も国、県等をはじめとする関係機関と連携を図り、災害対策に努めてまいります。

最後に、今回の災害へのさまざまな取り組みや課題を整理した本誌が、各関係機関等の防災対策などに活用されるとともに、市民の皆様にとって、「安全・安心なまちづくり」に少しでもお役に立てることを願って、発刊にあたってのご挨拶といたします。

平成30年10月

伊勢市長 鈴木 健一



## 1. 検証の概要

### 1.1 検証の目的

台風第21号の影響で、伊勢市では死者1名、床上浸水409戸、床下浸水670戸、店舗・倉庫等の浸水773戸などの被害が発生した。(平成30年3月31日現在)

今回の災害の特徴としては、「中小河川の氾濫」及び「内水氾濫」であった。災害発生直後に被害の全体像を把握することが難しく、被害数を推計し、災害対応を実施した。被害は矢田川、汁谷川周辺及び市街地全域の広範囲となり、平成17年の市町村合併以降、初めて「災害救助法」「被災者生活再建支援法」が適用され、また「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に指定される大きな災害となった。

伊勢市では宮川などの河川の氾濫や南海トラフ地震などの大規模災害が想定されており、今回の災害対応を検証し、今後の防災、減災に向けた取り組みに反映することが必須となる。

本検証によって得られる教訓は、地域防災計画、業務継続計画などに反映させ、業務継続マネジメント(BCM)で改善状況の進捗管理を実施し、風化させず未来へ継承していく。

### 1.2 検証の手法

#### 1.2.1 職員アンケート調査

職員に対してアンケート調査を行い、課題等の抽出を行った。  
災害対策業務、通常業務、選挙事務に分けて調査・整理した。

#### 1.2.2 被害認定調査等の聞き取り結果(地域住民)

被害認定調査や災害見舞金の給付を実施した際に、被災された皆様からいただいた、ご意見を整理した。

#### 1.2.3 災害対応のふりかえり

平成30年1月25日に、人と防災未来センター菅野主任研究員を迎え、台風第21号のふりかえりを実施した。

##### ●主な内容

- ①地域防災計画、災害時職員行動マニュアルで計画していた対応と、台風第21号対応の差異を確認し、計画、マニュアルの修正点を抽出
- ②台風第21号対応における各チームの課題を抽出し、伊勢市BCMの進行管理票に追記
- ③災害対応記録に記載する対応の経過を残すための情報整理
- ④市長、副市長、幹部職員を対象とした重要課題検討ワークショップ

##### ●菅野主任研究員講評

- ・多くの災害で課題が発生する避難所運営、物流の業務が今回の規模では発生しなかった。もう一回り大きな災害であった場合には、課題となる事が想定される。
- ・どのチームの課題にも「情報の共有」が挙げられていた。地図、紙等の情報共有ルールを今回の災害を踏まえ再検討してみてはどうか。

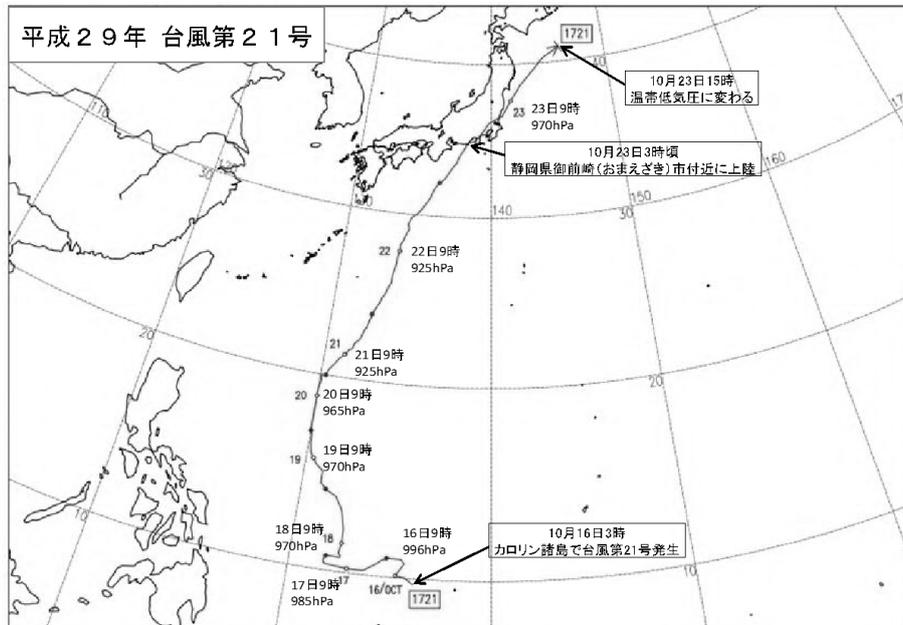
#### 1.2.4 平成29年台風第21号災害対応記録

台風第21号への対応を記録し、未来の伊勢市職員、市民へ教訓を継承するため、各検証で作成された成果等を本記録として整理する。

## 2.平成 29 年台風第 21 号の概要

### 2.1 台風の経路

10月16日にカロリン諸島で発生した平成29年台風第21号は、21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日未明に伊勢市に最接近し、3時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧となった。



出典：気象庁 台風第21号及び前線による大雨・暴風等

### 2.2 降雨の状況

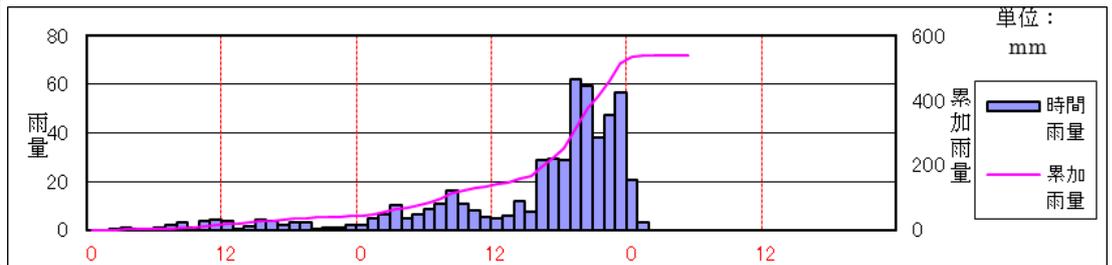
伊勢市では、台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539.0mm（これまでの最高値400mm[平成12年9月12日]の1.35倍）となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。

最大48時間降水量の多い方から20位(10月21日00時～23日24時)

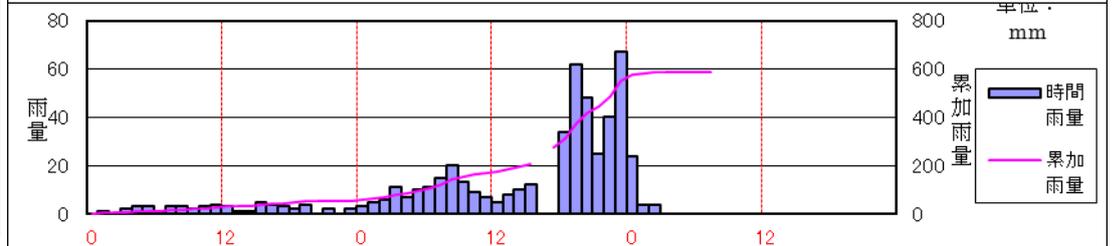
順位	都道府県	市町村	地点名(ヨミ)	(mm)	月日	時分
1	和歌山県	新宮市	新宮(シノガウ)	888.5	10/23	00:10
2	三重県	尾鷲市	尾鷲(オセ)	795.5	10/23	00:30
3	三重県	南牟婁郡御浜町	御浜(ミハマ)	649.5	10/23	01:20
4	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	色川(イロカ)	614.5	10/23	01:00
5	三重県	多気郡大台町	宮川(ミヤガ)	574.5	10/23	00:50
6	三重県	熊野市	熊野新鹿(クマノシカ)	552.5	10/23	00:20
7	奈良県	吉野郡十津川村	玉置山(タマキヤマ)	544.5	10/23	01:40
8	三重県	伊勢市	小俣(オハタ)	539.0	10/23	02:50
9	和歌山県	東牟婁郡串本町	潮岬(シオミサキ)	520.5	10/23	00:40
10	和歌山県	田辺市	本宮(ホンガウ)	513.0	10/23	02:00
11	三重県	鳥羽市	鳥羽(トバ)	500.0	10/23	03:10
12	奈良県	吉野郡下北山村	下北山(シメキヤマ)	496.5	10/23	02:30
13	福島県	勝浦郡上勝町	福原旭(フクハラアサヒ)	476.0	10/23	01:30
14	奈良県	吉野郡天川村	天川(テンカ)	475.0	10/23	07:10
15	奈良県	吉野郡上北山村	上北山(ウキキヤマ)	469.5	10/23	01:50
16	三重県	松阪市	粥見(カユミ)	459.5	10/23	03:10
17	三重県	北牟婁郡紀北町	紀伊長島(キイカガシマ)	440.0	10/23	03:10
18	三重県	度会郡大紀町	藤坂峠(フジサカトウゲ)	431.5	10/23	02:20
19	和歌山県	東牟婁郡古座川町	西川(ニシカ)	431.0	10/23	01:30
20	奈良県	宇陀郡曾爾村	曾爾(ソニ)	429.5	10/23	03:50

出典：気象庁ホームページ

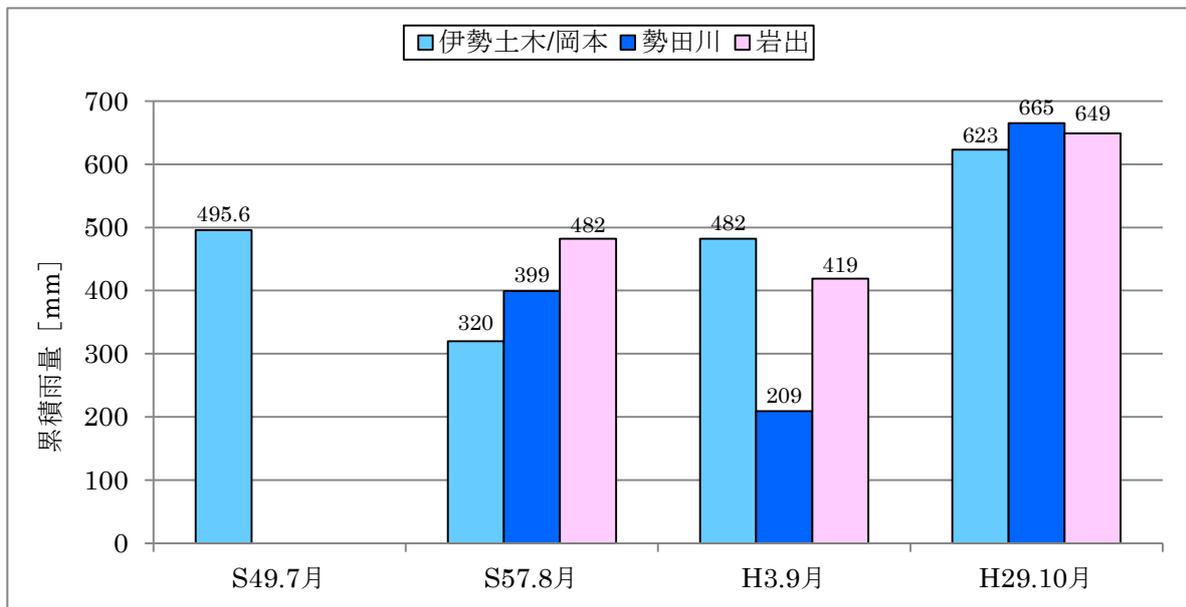
アメダス
小俣観測所



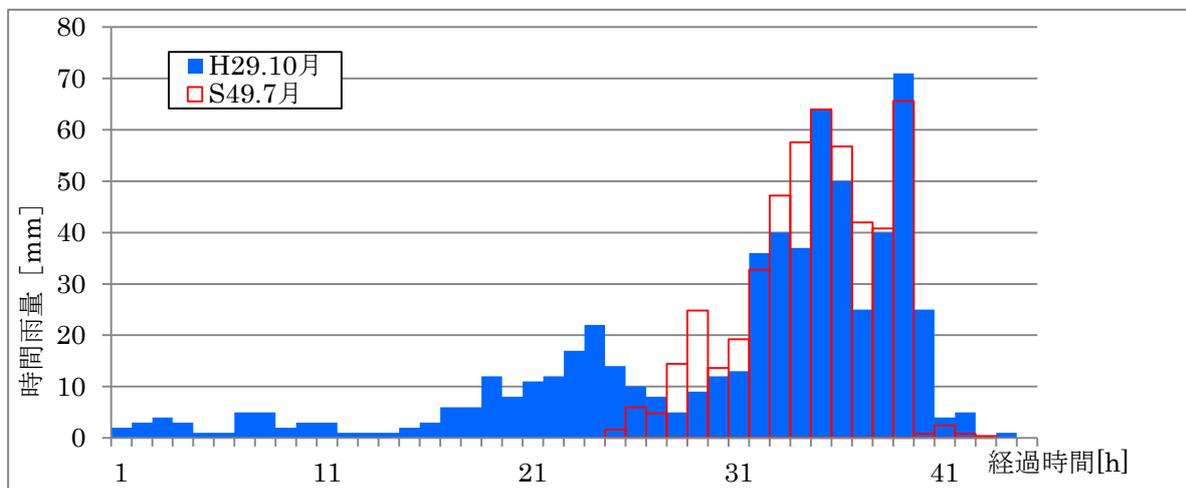
水系名
宮川
河川名
勢田川
観測所名
岡本



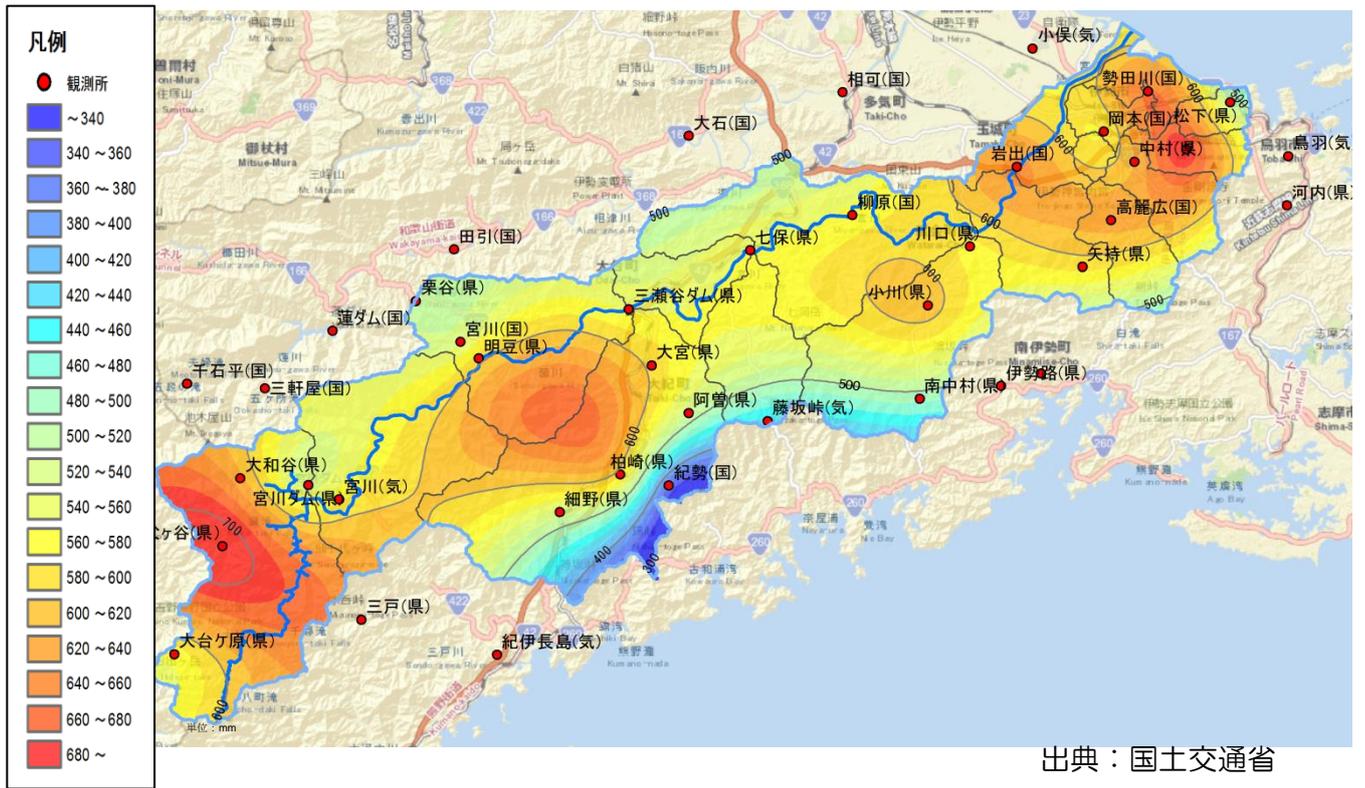
▼過去の主要洪水と平成29年10月台風第21号の累積雨量の比較



▼昭和49年7月（七夕豪雨）と平成29年10月台風第21号の累積雨量の比較



▼平成 29 年台風第 21 号 宮川流域 総雨量等雨量線図

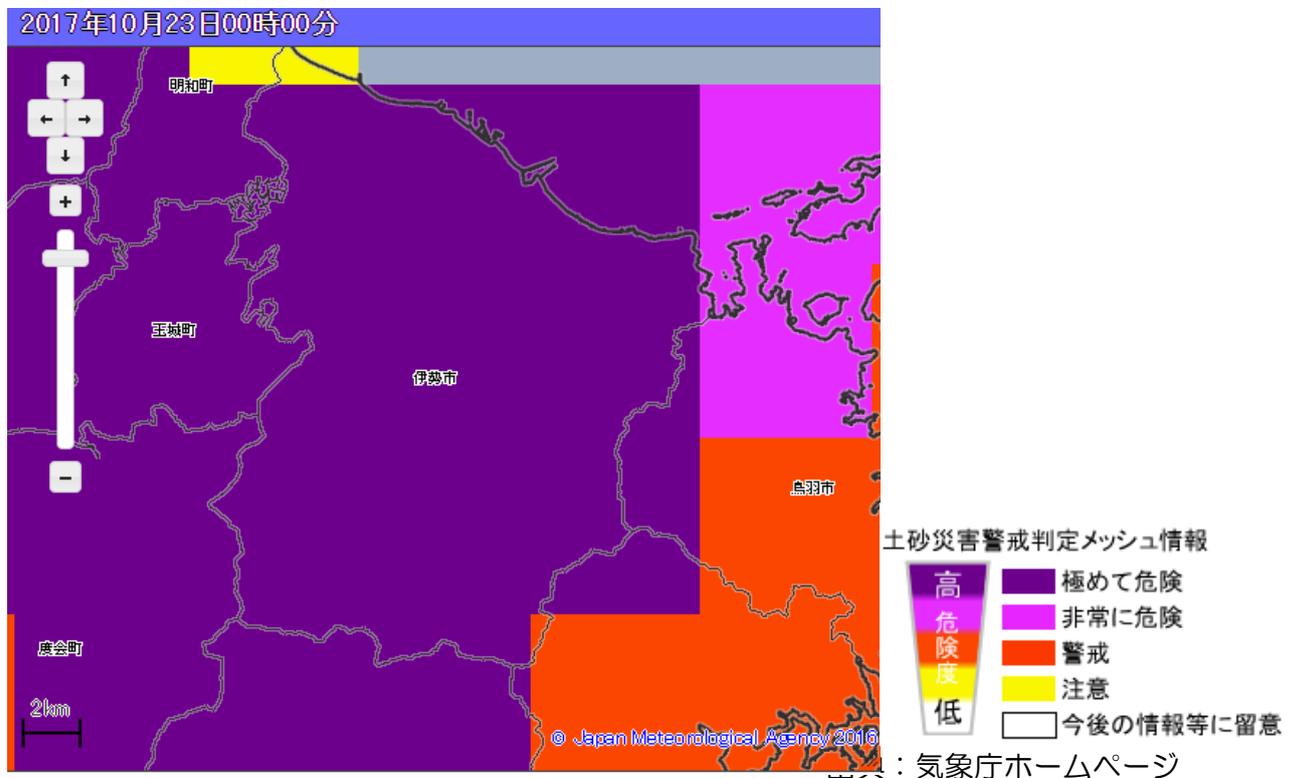


▼平成 29 年台風第 21 号 宮川流域 総雨量等雨量線図（伊勢市拡大）



## 2.3 土砂災害の危険性

土砂災害の危険性を示す土砂災害警戒判定メッシュ情報では伊勢市の全域が「極めて危険」となった。



## 2.4 河川の状況

市内の河川のうち観測所にて観測される全ての河川において、氾濫危険水位を超える水位を観測し、8河川で氾濫している。

【洪水予報河川、水位周知河川等の状況】

河川	宮川	五十鈴川	勢田川	大堀川	外城田川	松下川
観測所	岩出	中村	岡本	大堀川新橋	西豊浜	松下
最大水位	23日 2:40 8.84m	23日 0:50 3.66m	22日 19:40 3.69m	22日 19:50 3.27m	23日 1:40 4.41m	22日 18:40 3.37m
氾濫危険水位	8.20m	2.70m	3.40m	3.11m	3.56m	-
超えた時刻	23日 0:20	22日 18:10	22日 19:10	22日 18:50	22日 20:20	-

出典：国土交通省 川の防災情報

【氾濫した河川とその推定日時】

河川名	推定日時
勢田川	22日 19:00頃
桧尻川	不明
矢田川	22日 18:30頃
外城田川	不明
一字田川	不明
朝川	不明
汁谷川	23日 2:30頃
菱川	23日 2:30頃

▼汁谷川(小俣町元町)



▼菱川(小俣町宮前)



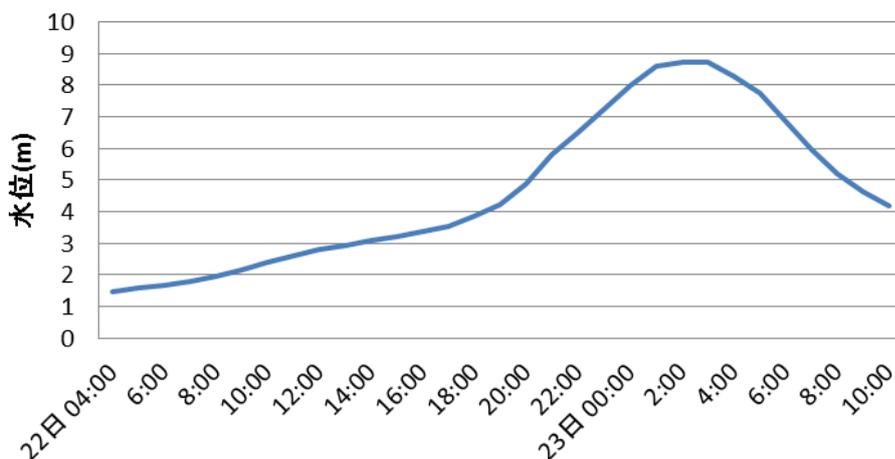
▼勢田川(吹上2丁目)



▼桧尻川(一之木5丁目)

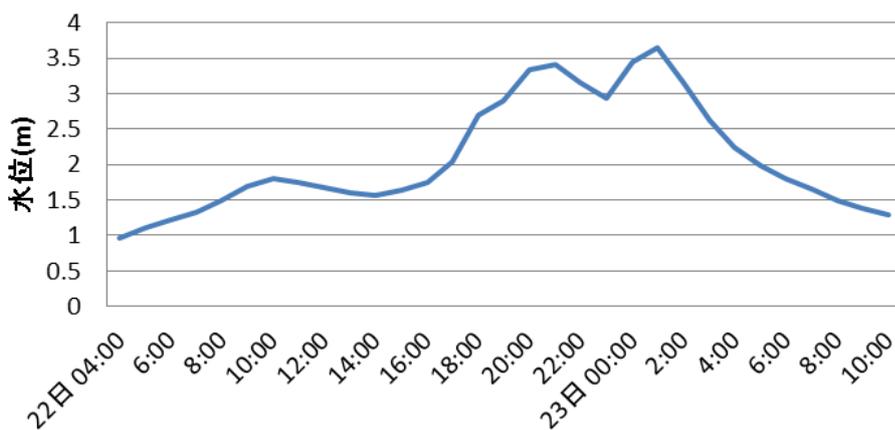


### 宮川(岩出水位観測所)



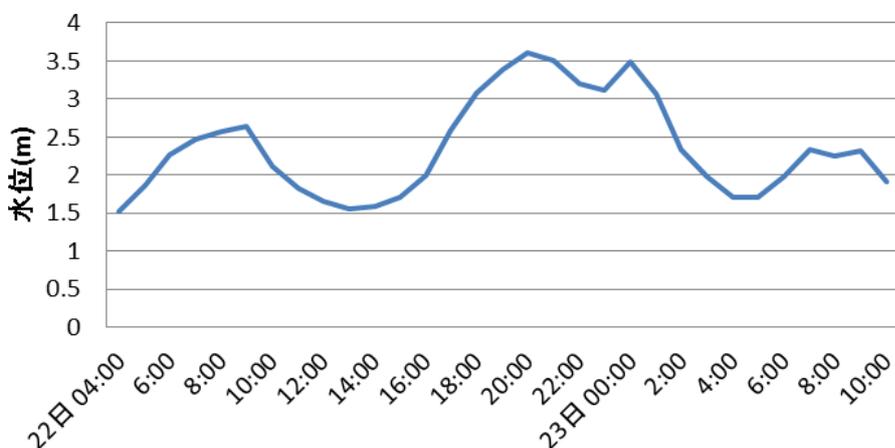
水位 (m)	
氾濫危険水位	8.20
避難判断水位	7.20
氾濫注意水位	5.00
水防団待機水位	4.20

### 五十鈴川(中村観測所)



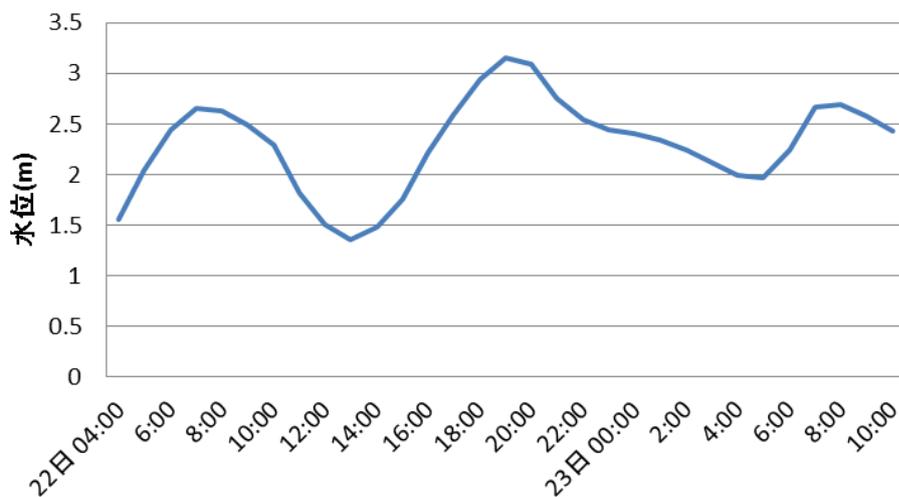
水位 (m)	
氾濫危険水位	2.70
避難判断水位	2.00
氾濫注意水位	2.00
水防団待機水位	1.50

### 勢田川(岡本水位観測所)



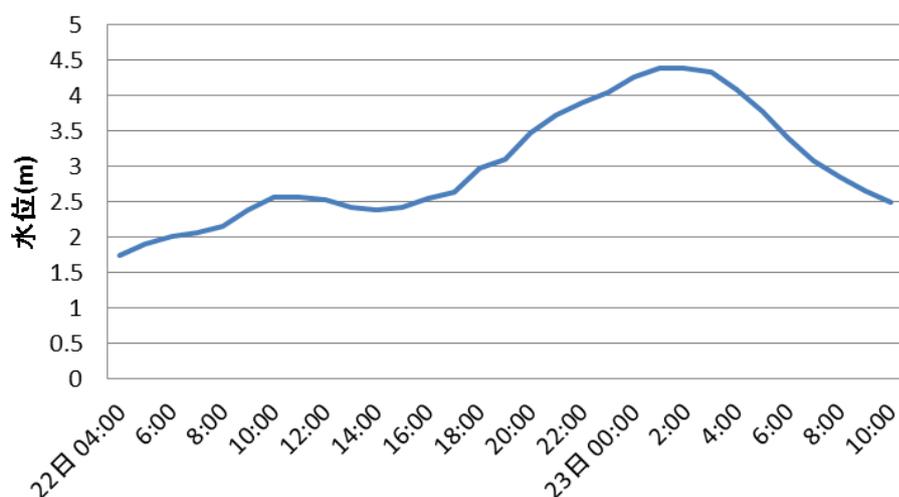
水位 (m)	
氾濫危険水位	3.40
避難判断水位	3.20
氾濫注意水位	2.60
水防団待機水位	2.50

### 大堀川(大堀川新橋観測所)



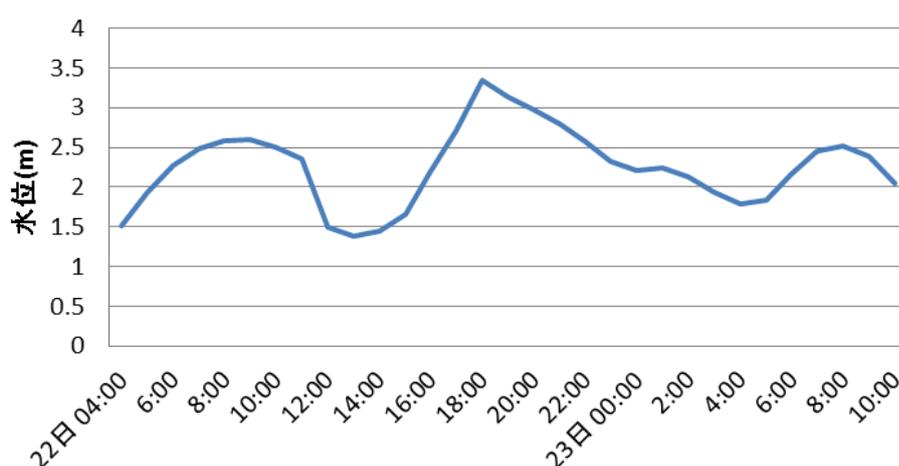
水位 (m)	
氾濫危険水位	3.11
避難判断水位	2.50
氾濫注意水位	2.50
水防団待機水位	2.40

### 外城田川(西豊浜観測所)



水位 (m)	
氾濫危険水位	3.56
避難判断水位	3.19
氾濫注意水位	3.19
水防団待機水位	2.63

### 松下川(松下水位観測所)



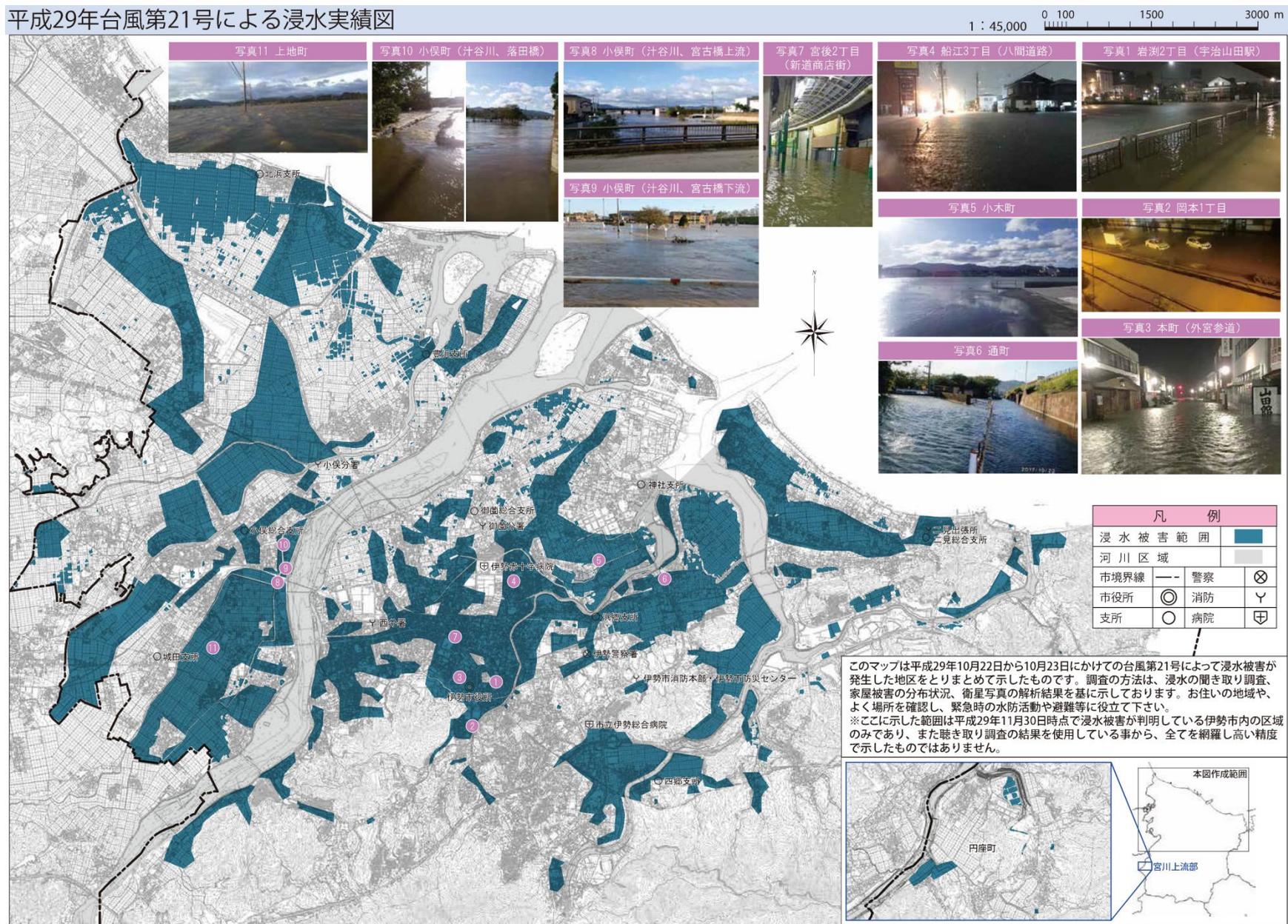
水位 (m)	
氾濫危険水位	-
避難判断水位	-
氾濫注意水位	-
水防団待機水位	2.15

## 2.5 気象に関する注意報・警報等

発表時刻		注意報・警報の発表						
		大雨	土砂災害 警戒情報	洪水	強風	波浪	高潮	雷
10月15日（日）	21:14					波浪注意報		
10月21日（土）	4:58	大雨注意報				↓		
	15:53	↓						雷注意報
10月22日（日）	4:25	大雨(土)			強風注意報	↓	高潮注意報	↓
	7:23	↓		洪水警報	↓	解除		
	9:28	↓		↓	波浪警報			
	13:22	↓			暴風警報	↓	高潮注意報	
	16:18	大雨(土浸)				↓		
	18:45	↓	発表					
10月23日（月）	2:45		解除					↓
	3:08	↓						解除
	4:49	大雨注意報		↓	↓	↓	↓	
	9:47	↓		洪水注意報	強風注意報		解除	
	11:44	↓		解除	↓			
	16:58	解除			↓	波浪注意報		
	21:33				解除	↓		
10月25日（水）	16:40					解除		

### 3.被害概要

#### 3.1 浸水区域図



### 3.2 人的被害の状況

死者 1名（伊勢市東大淀町地内）

### 3.3 住家被害の状況

【家屋等の浸水の状況（平成30年3月31日現在）（単位：戸）】

床上浸水	床下浸水	店舗、倉庫等の浸水	合計
409	670	773	1,852

【床上浸水の家屋の被害判定（平成30年3月31日現在）（単位：戸）】

一部損壊	半壊	大規模半壊	合計
323	73	13	409

### 3.4 ライフライン関係

短時間で一部の地域に断水、停電が発生した。

【上水道】

名称	被災箇所	被災状況	被害額（概算）	断水	戸数
外城田川添架管	上地町	破損	10,552千円	23日 7時00分 ～16時30分	2戸
自動水質監視装置	小俣町元町	浸水	2,962千円		
計	2箇所		13,514千円		

【下水道】

名称	被災箇所	被災状況	被害額（概算）
宮古橋西側マンホールポンプ制御盤	小俣町元町	浸水	3,210千円
桧尻1号雨水幹線	大世古4丁目	護岸破損	4,777千円
計	2箇所		7,987千円

▼汁谷川氾濫により浸水した制御盤（小俣町元町）



▼桧尻1号雨水幹線護岸破損（大世古4丁目）



【停電】

発生日時	復旧日時	地域	戸数
22日 19時50分	23日 10時40分	上野町、大倉町、佐八町、辻久留、辻久留町、津村町、中島、中須町、二俣、前山町の一部	1,600戸
23日 1時40分	23日 11時20分	小俣町新村、小俣町相合、小俣町本町、小俣町湯田、玉城町の一部	700戸
23日 2時45分	23日 8時30分	大湊町、馬瀬町、御園町王中島、御園町小林、御園町上條、御園町新開の一部	2,700戸

### 3.5 道路、法面の被害状況

#### 【道路・橋梁】

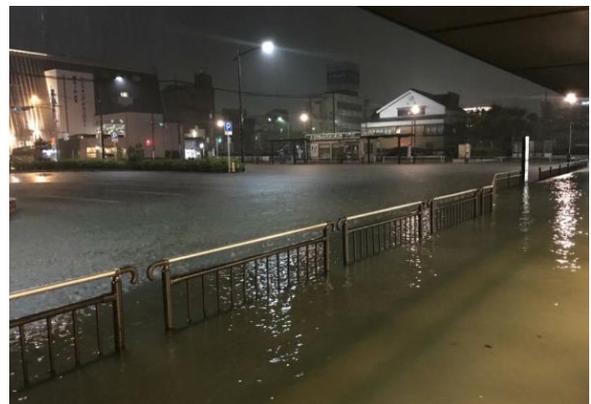
台風襲来時には、内水氾濫によって市街地の広範囲が冠水し、車両が通行できない状況となったが、水が引いた後に復旧工事が必要な箇所は無かったが、台風に伴う大雨により路肩崩落等の被害が発生している。

名称	被災箇所	被災状況	被害額(概算)	備考
市道前山3号線	前山町	路肩崩落	4,170千円	
市道床ノ木1号線	矢持町	土砂堆積	933千円	
市道イトーピア20号線 (伊勢自動車道法面)	藤里町	法面崩壊	— 千円	中日本高速道路株式会社にて復旧
外城田川に架かる無名橋	上地町	落橋	12,696千円	撤去費用
計	4路線		17,799千円	

▼内水氾濫で八間道路が冠水(船江3丁目)



▼内水氾濫で宇治山田駅周辺が冠水(岩淵2丁目)



▼崩落した前山3号線(前山町)



▼外城田川の増水で落橋した無名橋(上地町)



【法面】

台風第21号とその直後に襲来した台風第22号の影響で市が管理する法面が崩壊した。

名称	被災箇所	被災状況	被害額(概算)
楠部町法面	楠部町	法面崩壊	90,000千円

▼崩壊した法面(楠部町)



3.6 河川、ポンプ場の被害状況

【河川】

大雨による増水で河川は激流となり、河床の洗掘などによる護岸崩壊が発生した。

名称	被災箇所	被災状況	被害額(概算)
大倉川	前山町	左岸護岸崩壊	5,717千円
亀谷郡川	旭町ほか	左右岸護岸崩壊	12,190千円
横輪川	矢持町ほか	左右岸護岸崩壊	16,780千円
雨漕川	上野町	右岸護岸崩壊	4,529千円
開花川	上野町	左岸護岸崩壊	2,092千円
矢田川	楠部町	左岸護岸崩壊	3,566千円
五十鈴川	宇治今在家町	左右岸護岸崩壊	12,034千円
取川	横輪町	左右岸護岸崩壊	17,307千円
朝川	旭町	左岸護岸崩壊	21,539千円
一宇田川	一宇田町	右岸護岸崩壊	3,102千円
西山川	朝熊町	左岸護岸崩壊	160千円
計	11 河川		99,016千円

▼護岸崩壊(大倉川)



▼護岸崩壊(亀谷郡川)



【ポンプ場・排水機場】

排水機場の処理能力を超える雨水が流入したため、排水機場が浸水した。

名称	被災箇所	被災状況	被害額（概算）
汁谷川排水機場	原動機、ポンプ、電気盤ほか	浸水	39,301千円
楠部東排水機場	原動機、ポンプ、電気盤ほか	浸水	57,564千円
楠部排水機場	原動機、ポンプ、電気盤ほか	浸水	19,775千円
計	3箇所		116,640千円

▼汁谷川排水機場の浸水状況（小俣町元町）



3.7 農林・水産関係の被害状況

河川の氾濫や暴風により、農地や、農道、排水路、のりの養殖施設などに被害が発生した。

【農林施設（排水機場を除く公共事業関係）】

名称	件数	被災状況	被害額（概算）
農道	18件	河川氾濫による農道崩壊など	6,557千円
農業用排水路	49件	土砂流入など	27,753千円
農地	31件	土砂流入など	14,561千円
林道	7件	土砂流入、法面崩壊、倒木	1,064千円
その他農業施設	5件	ため池管理用通路の崩壊など	8,312千円
排水樋門	2件	土砂堆積、変形	233千円
計	112件		58,480千円

平成29年11月27日に激甚災害として指定され、農地等の災害復旧事業等に対して国庫補助の特別措置を指定する政令が公布・施行された。

【農業用施設（民間・個人施設関係）】

（平成30年3月31日現在）

名称	件数	被災状況	被害額（概算）
ビニールハウス等	9件	一部損壊	600千円
乾燥機、動力噴霧機、トラクター、田植え機、コンバイン、暖房機、廃液設備	28件	一部損壊、浸水	1,850千円
獣侵入防止柵	7件	一部損壊	3,480千円
計	44件		5,930千円

【農作物の被害】

(平成30年3月31日現在)

作目名	被災面積	被災状況	被害額(概算)
野菜	127,950㎡	冠水、棚転倒	56,270千円
果樹	183,000㎡	葉折れやすし	1,000千円
花き	4,000㎡	冠水	4,000千円
計	314,950㎡		61,270千円

▼【農業用施設】獣侵入防止柵倒壊(上野町)



▼【農作物】風雨による青ねぎへの被害(西豊浜町)



【水産施設】

項目	被害数	被災状況	被害額(概算)	
黒のり養殖施設	網	100枚	破損	621千円
	支柱	6,700本	破損	40,200千円
	付属品	一式	破損	10,000千円
	合計			50,821千円

▼のりの養殖施設の被害状況(二見町今一色地先)



【漁港及び漁港海岸への流木、ゴミの漂着】

名称	被災状況	被害額（概算）
豊北漁港	流木・ゴミの漂着	6,150 千円
豊北漁港海岸		
村松漁港		
松下漁港		
宇治山田港海岸		三重県管理

▼豊北漁港に漂着したゴミ(東豊浜町)



▼宇治山田港海岸に堆積した流木(二見町今一色)



3.8 公共施設等の被害状況

【庁舎】

勢田川の水位が上昇したことから、市役所周辺でも内水氾濫が発生し、市役所東庁舎地階へ雨水が流入した。

名称	被災物等	被災状況	被害額（概算）
東庁舎地階	各種機器、設備 (エレベーター・監視カメラ・防災行政無線機)	浸水	1,527 千円
	備品、消耗品、印刷物等		2,807 千円
計			4,334 千円

▼市役所東庁舎地階浸水の様子



▼被災後の地階事務所



【教育施設】

名称	被災物等	被災状況	被害額（概算）
伊勢宮川中学校	テニスコート	土の流出入	6,861 千円
城田中学校	擁壁・フェンス	倒壊	5,367 千円
計	2 箇所		12,228 千円

▼土の流出入状況(伊勢宮川中学校)



【公園】

宮川の増水に伴い、河川敷の公園に流木が漂着した。

名称	被災箇所	被災状況	被害額（概算）
倉田山公園	楠部町	法面崩壊	6,869 千円
宮川堤公園	中島 2 丁目ほか	流木漂着	10,000 千円
宮川ラブリバー公園	御菌町高向	流木漂着	14,600 千円
宮川親水公園	小俣町元町ほか	流木漂着	40 千円
計	4 公園		31,509 千円

▼宮川堤公園に漂着した流木(中島1丁目)



【市営駐車場】

名称	被災箇所	被災状況	被害額（概算）
市営宇治第5、第6駐車場 （五十鈴川河川敷駐車場）	宇治浦田1丁目ほか	土砂堆積、路面碎石流出、駐車枠ライン剥離	3,780千円

▼五十鈴川の増水により駐車枠ラインが剥がれる



▼宇治駐車場に土砂が堆積（宇治浦田1丁目）



【市営住宅】

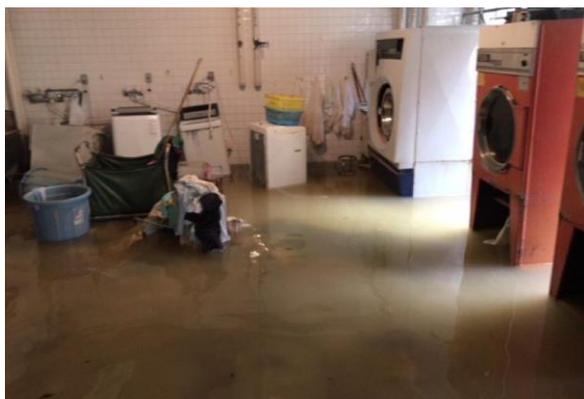
名称	被災箇所	被災状況	被害額（概算）
リバーサイドせせらぎ	エレベーター	浸水	3,794千円
	畳、床、 エアコン等	床上浸水6戸及び管理人棟	4,759千円
一之木団地	畳、床等	床上浸水19戸	3,921千円
栗野団地	畳、床等	床上浸水4戸	453千円
計		3箇所	12,927千円

【市立伊勢総合病院】

市立伊勢総合病院には、地下排水ポンプの能力を超える雨水が流入し、本館地階にまで水が流入した。

名称	被災物等	被災状況	被害額（概算）
本館地階	エレベーター	浸水	1,283 千円
	薬品庫（医薬品）		12,565 千円
	各種機器、設備		12,962 千円
	備品、消耗品、印刷物等		24,586 千円
計			51,396 千円

▼地階洗濯室に水が流入



▼水が引いた後の地下薬品庫



【消防関係】

名称	被災状況	被害額（概算）
消防署高規格救急自動車	アンダーガード破損・脱落	31 千円
消防団東豊浜分団車庫	テレビアンテナ破損	56 千円
度会出張所高規格救急自動車	浸水によるエンジン不動	158 千円
消防団西豊浜分団小型動力ポンプ付積載車	浸水によるエンジン不動	970 千円
度会出張所水槽付消防ポンプ自動車	ミッションカバー破損	13 千円
消防団西豊浜分団車庫	汲み取りトイレ便槽に雨水が混入し満水	11 千円
消防団東豊浜分団車庫		
計	7 件	1,239 千円

### 3.9 その他

#### 【その他の被害状況】

施設名	被災箇所	被災状況	被害額（概算）	備考
宮前公民館	小俣町宮前	床上浸水	1,184 千円	
小俣投棄場	小俣町新村	土砂流入	— 千円	流入原因の業者が復旧

#### 【災害廃棄物処理経費】

内容	金額	備考
災害廃棄物の収集運搬、伊勢広域環境組合で処理できない災害廃棄物の処理(家電4品目等)	2,449 千円	
伊勢広域環境組合での災害廃棄物の処理	9,475 千円	構成市町（伊勢市、玉城町、度会町、明和町）全体の金額

#### ▼家電品



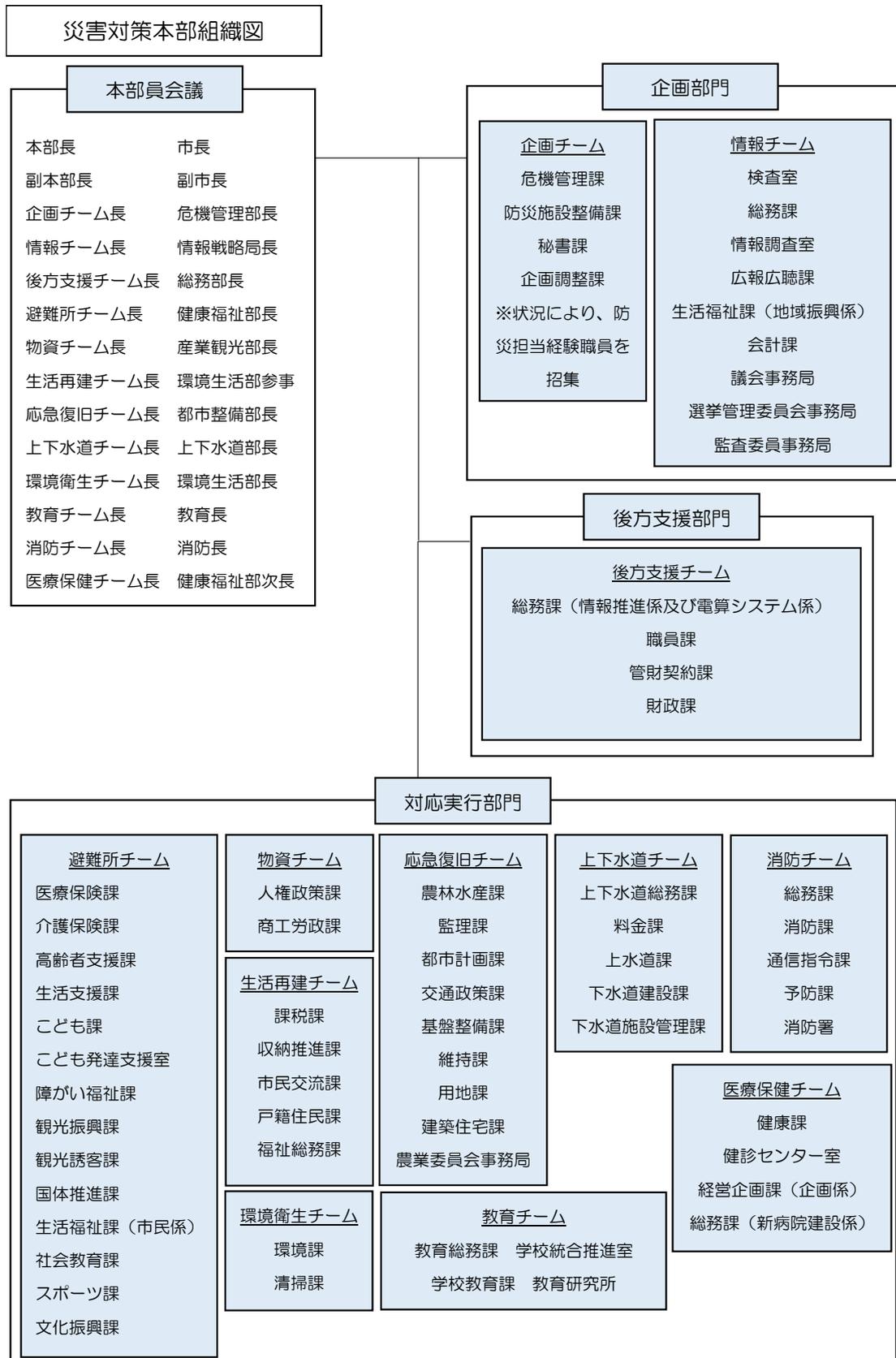
#### ▼畳などの粗大ゴミ



## 4.伊勢市の災害対策本部体制

### 4.1 伊勢市の災害対策本部組織

#### 4.1.1 平成 29 年度の伊勢市災害対策本部組織図



#### 4.1.2 職員数

平成 29 年 4 月 1 日現在

チーム名	職員数	非正規	合計
市長（本部長）	1	-	1
副市長（副本部長）	1	-	1
企画チーム	22	12	34
情報チーム	58	-	58
後方支援チーム	32	-	32
避難所チーム	394	566	960
物資チーム	17	18	35
生活再建チーム	86	68	154
応急復旧チーム	118	-	118
上下水道チーム	71	12	83
環境衛生チーム	64	2	66
教育チーム	44	49	93
消防チーム	197	1	198
医療保健チーム	38	14	52
合計	1,143	742	1,885

#### 4.1.3 チーム体制の概要

伊勢市災害対策本部は、平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 年間で、ワークショップ、図上訓練などを通じ、目的に対してプロジェクト型の組織を編成するチーム体制の運用を検証し、平成 28 年度から現体制に移行した。

目的別のプロジェクトチームのため、業務間の隙間を無くす効果が期待され、また、新たに職員が業務を実施するための「後方支援」の概念を取り入れたチーム編成となっている。

## 5.災害対応（発災前～直後）の概要

### 5.1 伊勢市災害対策本部の主な動き

日時	災害対策本部の状況	気象等の状況
10月22日		
4:25	災害対策本部設置 (市長以下 115 名で活動開始)	大雨警報（土砂災害）発表
5:45	<p>◆第1回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象（高潮、吹き返し等）を注視すること</li> <li>・早め、広めに避難判断すること</li> <li>・情報発信に注意すること</li> <li>・消防団員等は安全第一で対応すること</li> <li>・避難時の自治会等との連絡体制をしっかりとすること</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の確認及び今後の気象予報について</li> <li>・台風接近注意喚起の放送について</li> <li>・自主避難所の開設指示について</li> <li>・道路冠水パトロールの実施について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間の災害対策業務、選挙事務の重なりに伴う、必要な人員の的確な動員について</li> <li>・土砂災害、高潮による避難所開設の検討</li> <li>・職員行動マニュアルに基づく対応(燃料等)</li> </ul>	
7:23		洪水警報発表
7:30	防災行政無線放送 自主避難所 17 箇所を8時30分に開設予定	
8:00	<p>◆第2回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール職員及び消防団員への安全配慮</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所の開設について</li> </ul>	
8:10	防災行政無線放送 台風接近の見込み、食料・水の準備、停電への備え、家周辺の安全対策	
8:41	防災行政無線放送 自主避難所開設完了	
9:28		波浪警報発表
11:00	<p>◆第3回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満潮の時間に向けて、早めの対応を検討</li> <li>・避難準備情報等の発令準備をすること</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害による避難所開設について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害、高潮に伴う避難準備情報、避難勧告を検討</li> </ul>	

日時	災害対策本部の状況	気象等の状況
13:00	防災行政無線放送 台風接近の見込み、河川・土砂災害による避難勧告の可能性、避難準備など台風への備え	
13:22		暴風警報発表
14:00	◆第4回災害対策本部員会議開催 【報告内容】 ・被害状況、対応状況、避難状況について 【調整内容】 ・土砂災害、高潮に伴う避難準備情報を予測される対象地域に発令準備	
15:04	防災行政無線放送 天候悪化の予測による早めの投票のお知らせ	
16:12	避難準備・高齢者等避難開始発令※ (土砂災害発生の恐れ・市内全ての土砂災害危険地域)	
16:18		大雨警報(浸水害)発表
16:30	◆第5回災害対策本部員会議開催 【本部長指示】 ・早めに対応し、後手に回らないこと 【報告内容】 ・被害状況、対応状況、避難状況について 【調整内容】 ・避難情報の追加を検討	
18:10	避難勧告発令※ (矢田川水位上昇・楠部町の一部)	
18:23	避難勧告発令(二つ池水位上昇・黒瀬町)※	
18:40		松下川最高水位 3.37m
18:45		土砂災害警戒情報発表
18:55	避難勧告発令※ (河川増水、土砂災害発生の恐れ、高潮災害発生の恐れ・市内全域)	
19:00	◆第6回災害対策本部員会議開催 【本部長指示】 ・人命第一 ・宮川越水に備えて、要援護者等の避難に注意すること ・避難指示への切り替えのタイミングを見極める ・全避難所を開設すること 【報告内容】 ・被害状況、対応状況、避難状況について ・伊勢市BCPに基づき、職員の安全管理と資源の退避について検討が必要	
19:00頃		勢田川が氾濫
19:40		勢田川最高水位 3.69m (氾濫危険水位 3.40m)
19:50		大堀川最高水位 3.27m (氾濫危険水位 3.11m)

日時	災害対策本部の状況	気象等の状況
20:10	避難指示（緊急）※ （勢田川、五十鈴川越水の恐れ・両河川流域）	
20:33	避難指示（緊急）※ （土砂災害発生の恐れ・市内全ての土砂災害危険地域）	
20:51	避難指示（緊急）※ （外城田川越水の恐れ・外城田流域）	
21:00	◆第7回災害対策本部員会議開催 【本部長指示】 ・職員同士の安全確認をすること 【報告内容】 ・被害状況、対応状況、避難状況について ・投票業務が終了した職員への応援要請について 【調整内容】 ・洪水に伴う危険対象地域に対する避難指示の発令準備について ・被害状況の把握と対応準備について	
21:45	避難指示（緊急）※ （宮川越水の恐れ・津村町、円座町、神菌町）	
22:30	◆第8回災害対策本部員会議開催 【本部長指示】 ・冠水解消後の対応について検討を始めること 【報告内容】 ・被害状況、対応状況、避難状況について ・物資支援、被害認定等の対応について 【調整内容】 ・洪水に伴う危険対象地域に対する避難指示の追加発令準備について ・被害状況の把握 ・災害ボランティアセンター開設準備について ・災害ゴミの収集、処理について ・被害認定調査の実施方針立案について	
10月23日		
0:00	◆第9回災害対策本部員会議開催 【報告内容】 ・被害状況、対応状況、避難状況について 【調整内容】 ・洪水に伴う危険対象地域に対する避難指示の追加発令準備について ・被害状況の把握と対応準備について	
0:50		五十鈴川最高水位 3.66m （氾濫危険水位 2.70m）
1:40		外城田川最高水位 4.41m （氾濫危険水位 3.56m）

日時	災害対策本部の状況	気象等の状況
2:00	<p>◆第10回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、対応状況、避難状況について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水に伴う危険対象地域に対する避難指示の追加発令準備について</li> <li>被害状況の把握と対応準備について</li> </ul>	
2:30頃		汁谷川が氾濫
2:40		宮川最高水位 8.84m (氾濫危険水位 8.20m)
2:45		土砂災害警戒情報解除
3:08		大雨警報（浸水害）解除
3:30	<p>◆第11回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者、被害者の立場に立った対応を行うこと</li> <li>マスコミへ分かりやすい情報提供に努めること</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の縮小について</li> <li>被害状況、対応状況、避難状況について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握と対応準備について</li> </ul>	
4:49		大雨警報（土砂災害）解除
7:32	避難勧告及び避難指示（緊急）解除※ (小俣町宮前、小俣元町の一部を除く)	
8:54	防災行政無線放送 災害ごみの搬出方法について	
9:00	災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受入について、市民交流課・災害ボランティアセンター（伊勢市社会福祉協議会）が協議。開設・受入時期を決定。	
9:47		暴風警報・洪水警報解除
11:53	避難指示（緊急）解除※ (小俣町宮前、小俣元町の一部)	
13:00	被害認定概要調査開始	
16:58		波浪警報解除
18:00	<p>◆第12回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、対応状況、避難状況について</li> <li>被害認定調査の実施について</li> <li>災害ゴミの対応について</li> <li>災害ボランティアの募集について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の今後の体制について</li> <li>被害者対応の方針について</li> </ul>	

※避難勧告等の発令・解除は、伊勢市防災総合システムで、防災行政無線、メール配信、FAX送信、電話応答サービスにて周知した。なお、避難勧告等の発令については、併せて緊急速報メールの配信も実施している。

## 5.2 伊勢市災害対策本部の設置

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 72 時間前～48 時間前】

災害対策本部の設置場所を決定し、職員参集メール等を使用して職員に周知する。

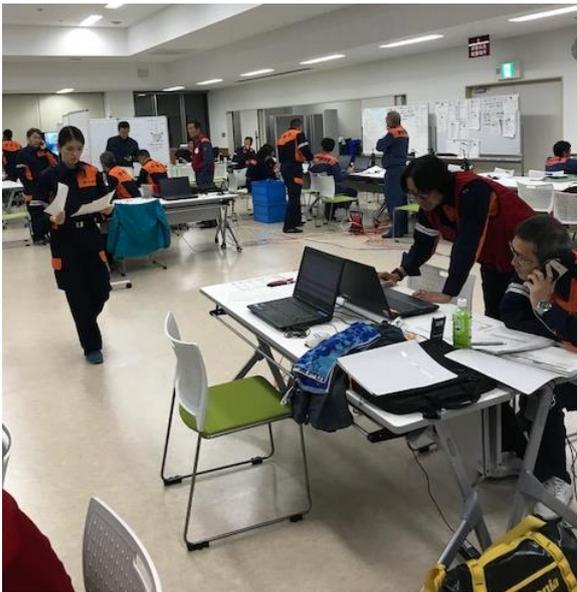
#### 【発災 24 時間前～発災】

災害対策本部の設置場所に、各チームが机・椅子・パソコン等を設置し、執務室の設営を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

10 月 22 日 4 時 25 分に大雨警報（土砂災害）が発表されたことを受け、同時刻に伊勢市災害対策本部を設置した。設置場所は、伊勢市役所本庁舎が改修工事期間中であつたため、地域防災計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、第 2 司令塔である伊勢市防災センターとした。なお、設置場所については平成 29 年度から平成 30 年度の間は伊勢市防災センターに設置することを事前に職員、関係機関に周知していたため混乱無く設置することができた。

#### ▼災害対策本部執務室



#### ▼災害対策本部員会議



### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 今回の台風第 21 号による浸水では吹上駐車場に停めていた公用車の浸水は免れたが、BCP に基づき早めの退避を行うこと。
- 勤務時間外に伊勢市防災センターで災害対応を実施する際には、「大丈夫だろう」という正常性バイアスにとらわれず、災害と向き合うこと。
- 危険を犯してまで、参集する必要はない。身の安全を優先して考えること。
- 大規模な災害ほど長期化し、市民の苦情などで心も身体も疲弊するが、全員がチームであり仲間であることを忘れず、職員同士協力し合うこと。

## 5.3 職員の配備

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 72 時間前～48 時間前】

災害の規模と、その対応に必要な人員を推測し、災害対策本部員会議で配備体制の目安を決定する。

#### 【発災 24 時間前～3 時間前】

配備体制の決定に基づき各チーム毎に必要な職員を速やかに動員し、災害対応に必要な人数、停止業務・継続業務及び必要な人数の把握を行い、そのために必要なローテーションを作成し共有する。

災害対策本部に参集した後に、各チームは動員状況を後方支援チームへ報告し全体を集約する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 20 日(金)の時点で、台風の接近が衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票の投開票事務と重なることが予想されていたことから、災害対応業務へ対応できるように、選挙事務に従事する職員の配置調整を行った。

平成 29 年 10 月 22 日(日)、投票事務従事者について、投票事務終了後に引き続き災害対応業務に従事するよう指示を行い、体制の強化を図った。選挙事務が終了した職員に対して、災害対策本部事務を行うため伊勢市防災センターに参集を命じたが、市内の道路が冠水しており、たどり着けない職員や、孤立する職員を出してしまった。

### (3) 総括

#### 【苦労した事・うまくできなかった。】

●職員の人的被害はなかったものの、参集時に車両が水没するという事態が発生した。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●参集指示のタイミング、安全を意識した指示内容、職員自身の責任感と安全意識について、明確化していくことが必要である。

## 5.4 避難情報の発令

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 12 時間前～1 日後】

気象情報や水位情報を収集し、予め定めた避難情報の発令目安と今後の気象状況、河川水位などから伊勢市への影響を分析し避難情報を発令する。発令時には防災情報総合システムを使用し、多様な手段で市民へ伝達を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 22 日夕方から夜にかけて、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づいて気象情報や水位情報を分析し、避難勧告等の避難情報を発令した。発令時には防災情報総合システムで市民へ伝達を行った。

避難対象世帯・人数（最大）		
避難勧告	5,173 世帯	12,787 人
避難指示（緊急）	49,916 世帯	115,296 人

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 防災行政無線を放送する際、文章の作成とシステムの入力に時間がかかった。
- 避難情報の発令する範囲（地区）を決定するのに苦労した。
- 避難情報を発令するに際し、避難所の開設準備が出来ていなかった。避難情報を発令するタイミングを重視して、避難所の準備が出来ていない状況でも発令した。
- システムの操作など避難情報発令の手順を熟知している職員が少なかったため、システム操作担当職員に負担がかかった。
- 緊急速報メールの文字制限と防災無線システムの文字制限が異なっていたため、文字制限を越えた緊急速報メールを発信できなかった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 緊急速報メールの文字制限内（200文字）で基本の文案を作成しておくこと。
- 防災無線システムにテンプレートを登録しておくこと。または、パソコンで作成した文章を防災行政無線の親機にコピーして使用できるようにする。
- 避難勧告発令の手順の訓練をしておくこと。
- 避難所チームと避難所開設のルールを細かく調整しておくこと。

## 5.5 パトロール

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 48 時間前～12 時間前】

パトロール車両を確保する。

#### 【発災 24 時間前～発災 3 時間後】

河川の水位状況、水防対策支援レベルを監視し、状況に応じパトロール実施の判断を応急復旧チームが行う。

#### 【発災 12 時間前～1 日後】

応急復旧チームの水防活動開始に合わせて、消防チームも河川、冠水履歴のある箇所のパトロールを開始し、河川の水位が氾濫注意水位を超過し、今後も上昇が見込まれる場合には担当地区の消防団員に出場を要請し、パトロール体制を増強する。

### (2) 台風第 21 号の対応

災害対策本部設置に合わせてパトロール体制を確立し、応急復旧チームの指示のもと、従来からの役割分担通り、応急復旧、上下水道チームが 22 日 6 時からそれぞれの担当地区のパトロールを開始した。また、河川の水位が上昇した事などから、消防、消防団も 9 時から順次パトロールを開始した。

同日 15 時頃、二見浦公園の二見興玉神社側に高潮対策のための大型土嚢の設置を手配した。

冠水の通報、パトロールの結果から準備通行止め措置や、避難情報の広報活動を実施したが、勢田川の氾濫を推定する 22 日 19 時頃には市街地一面が冠水し、現場へ向かう事もできない状態となり、また、職員の安全管理の観点からパトロールを中断した。

その後、勢田川の冠水が解消された 23 日 5 時から市街地のパトロールを再開し、通行止めを行った。最終的に 31 本の路線を通行止めとし、24 日 8 時 30 分時に最終の解除を行った。

路線名	通行止め		解除	
	日	時間	日	時間
楠部 30 号線	22	7:30	23	13:30
上口駅前線	22	7:54	23	5:25
船江 2 丁目 1 号線	22	8:30	23	5:30
小俣 32 号線	22	8:55	23	7:00
茶屋 1 号線	22	9:50	23	17:15
茶屋 24 号線	22	10:30	23	15:00
江 17 号線	22	10:30	23	15:00
古市鹿海線	22	15:40	23	7:20
黒瀬 7 号線	22	17:00	23	13:00
古市鹿海線	22	17:05	23	7:00
高向 34 号線	22	18:50	23	16:30
荘 8 号線	22	17:50	23	14:00
藤社御園線	22	18:15	23	16:45
茶屋 25 号線	22	18:15	23	15:30
役場高羽江線	23	6:30	23	14:55
宮後船江線	22	18:50	23	5:20
神田一之木線	22	19:50	23	5:20

路線名	通行止め		解除	
	日	時間	日	時間
イトーピア1号線	22	20:50	23	8:30
高向神田線	22	21:40	23	5:55
大湊15-1号線	23	3:00	23	17:00
高向6号線	23	6:10	23	16:30
小俣12号線	23	6:30	23	17:00
通黒瀬線	23	14:00	23	18:00
上地5-2号線	23	15:00	24	8:30

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

##### ① 応急復旧チーム

- 冠水箇所が多く、人員不足であった。
- 情報伝達がうまくいかなかった。パトロール担当職員が道路冠水により動きがとれなくなった。
- 班交代の引継ぎがうまくいかず、未処理の情報処理カードが多数残っていた。
- 調査写真が近景であったため、場所や周辺の状況が特定できなかった。
- パトロール担当職員がバリケードと夜間時活動用のライト・カメラを持っていく。懐中電灯では暗く十分な活動ができないことがわかった。

##### ② 消防チーム

- 河川・冠水調査後の報告に苦労した。

##### ③ 上下水道チーム

- パトロール担当職員の安全確保の観点からどこまでパトロールを継続するか、またどこで中止とするのかの判断がとて難しかった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

##### ① 応急復旧チーム

- 職員の経験不足が課題となった。第2配備の職員は災害未対応の職員が多い。普段から第2配備の職員にも災害対応を経験させる必要がある。
- パトロール担当職員も住宅地図を持っていく方がよい。
- 通行止めの基準をあらかじめ決めておく。(例、冠水▲▲cm以上等、また、▲▲cmの印をつけた棒を持っていくと効果的である。)
- パトロールコースを決めておく。
- 他部署が行った調査結果も情報共有できる体制づくりの構築すること。
- 大規模災害により、調査不可能になった際の体制づくりをしておくこと。

##### ② 消防チーム

- 無線だけでなく、携帯電話等を活用し、報告する。
- 報告受理者を複数名おき、各署所からの情報をスムーズに共有できるようにする。

##### ③ 上下水道チーム

- パトロール担当職員が二次災害にあわないよう安全確保を第一に考えて行動することが重要である。

## 5.6 河川、ポンプ場

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 48 時間前～発災 24 時間前】

ポンプ場の燃料残量、水門、樋門の点検を行い、状況に応じ水門、樋門を開閉する。  
また、各ポンプ場の操作規定に基づき適正な時期からポンプを運転する。

### (2) 台風第 21 号の対応

水門、樋門の点検を月に 1 回以上地元や業者に委託し出水に備えていた。また、各施設における燃料については、点検時の残量報告に基づき随時補給を行い、台風襲来時に十分な運転が出来るように備えていた。

台風第 21 号襲来時には、87 箇所にはポンプ場があり、汁谷川排水機場、吹上ポンプ場、桜橋第 1 ポンプ場、桜橋第 2 ポンプ場、池の浦ポンプ場の 5 箇所は業者に委託し、66 箇所は地域に委託し、その他の小規模ポンプの 16 箇所は、自動制御で運転を行っていた。

また、水門、樋門の管理については、宮川沿線の樋門 9 箇所は業者に委託し、その他の箇所は、地域に委託し操作を行っていた。

ただし、大堀川下流の大堀川防潮水門は明和町役場が操作し、勢田川下流の勢田川防潮水門、勢田川防潮水門排水機場は国土交通省が操作を行っていた。

10月21日に黒瀬ポンプ場、小林ポンプ場のポンプ運転を開始、その後、台風接近に伴い市内のほかポンプ場も、内水位に応じて順次ポンプ運転を開始していった。運転継続中に、楠部東排水機場が22日23時00分に浸水によりポンプの運転が停止、汁谷川排水機場が23日4時46分に1、2号ポンプが浸水により停止、23日5時38分に3号ポンプが水没による漏電の危険があるため停止した。

また、国土交通省へ排水ポンプ車を要請し、中島地区に排水ポンプを設置し、浸水被害の軽減を行った。その後、汁谷川についても追加要請を行ったが、宮川の水位が低下したため自然流下に任せた。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 台風第21号は市内各所で記録的な降雨であったが、災害対策本部の応急復旧チームにポンプ場担当者が1人しかいないため、各ポンプ場との連絡体制が機能していなかった。
- 現場へ委託業者を派遣要請するが、市内各所で道路冠水しており、現場へ到着することができないポンプ場があった。

## 5.7 災害救助法・被災者生活再建支援法の適用

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～1日後】

被害状況を把握、推測し、災害救助法の適用基準を超える程度の見込みがあれば、災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく適用要請を検討し、要請する。また、災害の発生した季節、規模などから特別基準の設定も併せて検討する。

#### 【発災3日後～1月後】

被災者生活再建支援法の適用基準に該当する被害が発生しているか把握し、三重県へ適用を要請する。

なお、平成29年度の時点の災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用基準は住家滅失世帯数が100世帯であった。

(床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯)

### (2) 台風第21号の対応

被災者生活再建支援法の適用は災害救助法施行令第1条第1項第1号に規定される被害が発生した場合等に適用され、災害救助法の適用協議を実施する際に併せて、三重県で検討される。

- ・平成29年10月22日から、生活再建チームが情報収集を開始。
- ・平成29年10月23日から25日まで、同チームにて概要調査を実施し、その結果をもって平成29年10月25日に三重県へ調査報告するとともに、災害救助法の適用を依頼。翌26日、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用（平成29年10月22日付け）された。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 発災直後は、被害状況がなかなか上がってこなかったため、県へ状況を報告するための情報収集に苦労した。

※第1号適用…当市の人口規模であれば住家が滅失した世帯の数が100以上（床上浸水の住家3世帯で1世帯とみなす）

※第4号適用…多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合（具体的には災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 災害救助法の勉強、事務概要を事前に熟読しておくよかった

## 5.8 被災者の救出（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 12 時間前～3 日後】

被害情報を収集し、想定される被害から部隊投入の優先順位、活動方針を決定する。方針に基づき活動を行い、状況を災害対策本部へ報告する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 22 日から 23 日にかけて、台風第 21 号に関連した 6 件の救急事故（消防車等の同時出動含む）及び 6 件の救助事故（水没車両からの救助など）に出動した。

活動内容	対応件数
救急出動（消防車等の同時出動）	6 件
救助出動（水没車両からの救助など）	6 件
調査活動（災害事故現場の確認）	5 件
避難支援活動（要配慮者等の避難支援）	13 件

### (3) 総括

#### 【苦勞したこと・うまく出来なかったこと】

- 冠水箇所・通行止め箇所の情報共有・把握不足により、救急搬送時等、出動経路の選択・判断に苦勞した。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 過去の冠水箇所を把握し、それを活用して迂回路を検討しておくこと。
- 輪番病院周辺が冠水等の影響により、車両が進入できず収容できない事態を想定し、他の収容可能医療機関を確保しておく。

## 5.9 消防団の活動状況

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### ①パトロール

##### 【発災 24 時間前～3 時間後】

水防体制に入った時点で、消防団員に注意喚起のメールを配信し、水位周知河川、洪水予報河川の水位が氾濫注意水位を超過し、今後も超過の見込みがある場合には担当地区の消防団に水防パトロール実施を指示する。

パトロールの結果は 1 時間ごと消防本部へ報告し、その結果を災害対策本部で共有する。

#### ②漏水、越水等への対応

##### 【発災 12 時間前～3 日後】

越水、漏水の位置状況を把握し、土嚢等の水防資機材で止水を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 22 日から 23 日にかけて、消防団長以下、団本部・7 方面隊 19 分団 347 名が河川、冠水及び危険箇所等の警戒警備（パトロール）にあたった。

また、7 件の排水・土嚢活動を実施し、5 件の避難支援活動を実施した。

- ①警戒警備 河川、冠水及び危険箇所等の警戒警備
- ②排水、土嚢活動 冠水箇所の排水、土嚢搬送及び土嚢積み
- ③要配慮者支援 要配慮者の避難支援

### (3) 総括

#### 【苦勞したこと・うまく出来なかったこと】

- 消防団への情報提供・連絡するタイミング、内容に苦勞した。
- 消防団の活動状況把握に苦勞した。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 消防団員への連絡方法及び消防団員からの連絡方法を平常時の訓練等により周知する。

## 5.10 避難所の設置（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 24 時間前～1 日後】

台風の影響を推測し、開設する施設を選定した後、避難所担当職員（現場担当）へ開設の指示を行い、避難所担当職員は初動対応業務手引書により避難所を開設することとなっている。また関係機関等連絡調整マニュアルや災害時要援護者施設等連絡マニュアルにより、自治会長等へ開設状況を伝達することとなっている。

避難所担当職員は初動対応業務手引書に基づき、開設した避難所の避難者数、運営状況を確認し、災害対策本部執務室の避難所担当へ報告し、人数、状況等を取りまとめ、情報チームへ報告する。

### (2) 台風第 21 号の対応

開設日	開設時間	避難所	箇所数	備考
10月22日	8:30	自主避難所	17箇所	開設
	16:12	指定避難所	12箇所	追加開設
	18:55	指定避難所	26箇所	追加開設
合計			55箇所	

10月22日8時30分から、災害の状況により順次避難所を開設して最大で、564世帯、1,262人が避難した。23日11時20分には、避難者が帰宅したことにより、小俣保健センター以外の避難所を閉鎖した。

#### ▼上野小学校



#### ▼いせトピア



### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 災害対策本部及び避難所担当職員ともに選挙事務の関係で通常通りの職員配置ができず、人員不足となった。
- 本部と避難所の情報共有が課題となった。避難所に本部からの気象情報等の提供ができなかった。
- 避難所からの避難者数等の情報収集に忙殺されて、災害対策本部から避難所への情報提供する余裕がなかった。
- 浸水後に避難所へ職員を向かわせることについて、二次災害の発生も考慮して考えるべきであった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 避難所からの避難者数等の報告を2時間おき、かつ変動があった時のみにする。
- 本部のホワイトボードの作り方をもっと効率的にできればよかった。あらかじめ線を引いておくこと。
- 事前に避難所の施設管理者との連携を密にとって対応を検討しておくこと。
- 要配慮者に対する対応をもっと把握しておくべきだった。

## 5.11 炊き出しその他による食品の給与（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

【発災3時間後～1ヶ月以上後】

避難所運営マニュアル及び避難所物資供給マニュアルに基づき、避難生活施設において炊き出しを実施する。

### (2) 台風第21号の対応

備蓄物資が備蓄されている避難所においては、必要に応じて随時水及びビスケットの配付を行った。また備蓄物資の備蓄がない避難所においては、物資チームにより各避難所への配送を行った。

### (3) 総括

【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 配送の際に何度も物資を取りに行く手間を省くため、後方支援チームと連携し、キャラバン等の大型車の手配が可能な状態にしておくこと。
- 各避難所での備蓄物資の配付のタイミングや配付基準が統一されていなかったため、基準を設ける必要性を感じた。

## 5.12 備蓄物資

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～1ヶ月以上後】

避難所チームは避難所運営マニュアル及び避難所物資供給マニュアルに基づき、避難所において必要な物資を調査・集約し、物資チームに要請する。

物資チームは、必要な物資の需要について情報収集を行い、備蓄物資の食糧を避難所に搬送するとともに、受け取りに関する方法を被災者に周知し、備蓄物資を配布する。

### (2) 台風第21号の対応

10月23日深夜から、食糧・飲料水が備蓄されていない避難所及び避難者が多い避難所に2班体制で防災センターの備蓄物資を配送した。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 限られた人員の中で、災害対策本部が備蓄物資を配備している防災センターに設置されたことが幸いであった。
- 市役所に災害対策本部が設置された場合、どの拠点倉庫から備蓄物資を搬出するかを検討し、倉庫の開錠・施錠方法、備蓄物資の陳列状態等を把握しておく必要がある。また、備蓄物資を配送する必要がある場合は、大型車両（キャラバン程度）を確保する。

## 5.13 学校、幼稚園、保育園（園）の対応

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【学校休業日・休園日に暴風警報、大雨警報が発表された場合】

あらかじめ定める基準により、校長、教頭は「自宅待機」または「学校配備」とする。「学校配備」の場合は、施設管理を行う。園長については園長判断で「自宅待機」もしくは「園配備」を行う。

#### 【学校授業日・開園日に特別警報が発表された場合】

対応の原則 『ただちに命を守る行動をとる』

児童生徒の登下校等については、始業前の発表か始業後の発表かにより、あらかじめ定める基準で学校長(園長)が判断。

#### 【学校授業日・開園日に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合】

児童生徒の登下校等については、始業前の発表か始業後の発表かにより、あらかじめ定める基準で学校長(園長)が判断。

#### 【保育所(園)の災害時の対応について(公立保育所保育のしおり抜粋)】

##### 保育開始前

暴風警報発表	保育所(園)開所します。台風接近中となりますので、お子さんの安全確保のため、可能な限りご家庭での保育を協力いただきますようお願いします。
避難準備・高齢者等避難開始	避難開始前になります。保育所(園)は閉鎖します。
避難勧告・避難指示	保育所(園)は閉鎖します。

##### 保育時間中

暴風警報発表	保育所(園)開所します。お子さんの安全確保のため、早い目にお迎えをお願いします。
避難準備情報	避難開始前になります。状況により避難を開始します。
避難勧告・避難指示	保育所(園)は閉鎖します。避難場所へ避難します。

- ・大雨などは地域により保育所(園)の状況が異なりますので、急にお迎えをお願いします。
- ・緊急時に保育所(園)から迎えなどの連絡がとれるよう、保護者の所在及び連絡先を明確にしておいてください。

### (2) 台風第21号の対応

平成29年10月20日(金)から各校(園)に対し、施設の安全対策を依頼するとともに、平成29年10月23日(月)に授業を実施するか聞き取りを行った。台風の最接近が日曜日であり、基本的に児童等が登校(園)していたのは保育所きらら館の休日保育のみであったため、台風接近後は、施設や周辺の被害状況について情報収集を行った。

平成29年10月22日23時ごろ、避難勧告を発令している地域の保育所(園)については避難勧告が解除されるまでは保育所(園)は閉鎖となることを各保育所(園)長に伝達した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 私学の情報収集が課題となった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 保育所担当課（こども課）が避難所チームに入っているため、市内の保育所(園)の情報が集まりにくい。
- 土日であったために、月曜日の対応決定が難しく、後手に回った。
- 児童等の被災状況を確認するための様式を作成し、学校で活用すると良い。(外国人家庭など教育的に不利な環境にある児童等の状況把握が必要)
- 日頃から、災害を想定した児童等の引渡し訓練等の実施を学校に促す。

## 5.14 災害時要配慮者対策

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 24 時間前～12 時間前】

社会福祉協議会や福祉施設、観光施設や民生委員へ情報伝達及び協力要請を行う。

#### 【発災 12 時間前～1 日後】

気象情報や水位情報を収集し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へ FAX で氾濫注意水位超過、土砂災害警戒情報を伝達する。

### (2) 台風第 21 号の対応

伊勢市全域への避難勧告の発令により、災害時要配慮者への支援依頼を行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 災害時要配慮者名簿、民生委員名簿等がデータ保存されているパソコンのパスワードが不明かつ、選挙事務により理解している職員等へ連絡がうまくとれず、そのパソコンの操作方法への理解が不足していたため、担当者が持参した名簿で自治会長等へ連絡したことで、名簿や連絡先に誤差が生じていた。
- 避難所が小学校体育館だったので 90 歳以上の高齢者への対応に苦労した。寒い、帰りたい等の要望があった。
- 同じく避難所が体育館だったので、妊婦に急遽保健室へ避難してもらうこととした。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 災害時要配慮者への情報伝達方法については全職員ができるようにしておくこと。

## 5.15 情報収集

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 24 時間前～1 日後】

各チームの活動状況や気象情報、河川水位などの情報を収集し、その状況に応じて優先して収集する情報を決定する。集まった情報を集約し、重要情報は企画チームへ報告する。

### (2) 台風第 21 号の対応

気象庁やウェザーニュースのホームページからの情報収集、また、津地方気象台、ウェザーニュース及び宮川ダムを管理する松阪地方県民局建設部ダム管理室へ問合せなどの情報収集を行い、状況の把握に努め、本部員会議資料を作成した。

避難勧告等の発令後の電話での問合せに対して、電話での避難誘導を行った。また、被害が広がっていく中で増加する電話への対応を行った。

災害対応中の職員及び参集する職員に対し、災害対応記録のため、被害状況等を個人のカメラ等で撮影（写真・動画）するよう職員参集メールで依頼した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

##### ①各チームからの情報収集について

市内の浸水被害が広がってからは、各チームがそれぞれの対応に追われ、情報処理カードの記入や消防防災GISへの入力が増え追いつけなかった。情報チームで集約されるべき情報が集まらなかったため、各チームに情報を収集しに行った。

##### ②参集した職員からの情報収集について

参集した職員から情報収集して取りまとめることで市内の状況が把握できたかもしれないが、情報を収集できなかった。

##### ③電話対応について

避難所までの送迎を希望するなど災害対策本部で対応できない案件などもあり、解決策がない案件の対応に苦慮した。

##### ④県防災情報システムについて

県防災情報システムのマニュアルどおりに入力したにも関わらず、避難情報が反映されず、入力に苦労した。マニュアルの不備については県に対応を依頼済みである。避難情報の入力については、情報チームと避難所チームで、県防災システム入力作業の注意点を情報共有し、迅速な作業ができるようにしておく必要がある。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●電話対応が増加し、情報処理カードを記入し対応チームに引き継ぐ時間がないほど電話の対応が続いた。各チームも対応に追われていて、電話の取次ぎに苦労した。避難情報発令時には、電話対応の人員を確保すること。

●多様な問い合わせに対して、「情報チームで処理すべき案件か、他チームへ引き継ぐべき案件か、引継ぎ先はどのチームか」などを判断するのが難しかった。各チームが受け持つ業務内容について、可能であれば担当者までを予め把握しておくことで、電話対応や引継ぎを円滑に行える。

## 5.16 情報発信

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 24 時間前～1 月以降】

業務継続に必要な資源の確保と人員を調整し、災害対策本部にて被害状況を把握、整理する。その後、報道発表用資料を作成する。また、必要に応じて記者会見と随時の資料提供を行う。また、市民に必要な情報を整理し、ホームページ及びケーブルテレビへ被災情報、必要な支援を掲載する。

### (2) 台風第 21 号の対応

大雨警報（土砂災害）発表から、情報チーム（広報係）が伊勢市ホームページ・ケーブルテレビ文字放送・SNS（フェイスブック・ツイッター）で市民へ避難・支援情報等の情報発信を行うとともに、伊勢記者会（報道）への災害対策本部情報の情報提供をFAXなどで行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●避難勧告や避難指示の発令の情報が発令直前でしか分からなかったため、ホームページなどでの周知・報道への情報提供に手間を取った。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●死亡者の情報について、どの情報（氏名・住所・年齢など）を報道に災害対策本部として情報提供するか、決まりがなかったため、他市町との情報の差異が生まれ混乱を招いた。そのため、死傷者の情報発信について、近隣市町などと情報連携する必要があると感じた。

●家屋被害（発災直後・速報）について、報道からの問合せ多かったが、当該情報を入手・調整するのに苦労した。情報入手先のチームに事前に依頼しておくことで円滑に情報提供ができる。

## 5.17 資源保全（人、物、車両の退避）

### (1) 業務継続計画（BCP）に基づく事前計画

業務継続計画（BCP）では、各所属単位で資源の保全、職員の退避に関するタイムラインを平成 29 年度に作成し、退避のタイミング等を定めていた。

### (2) 台風第 21 号の対応

#### ①職員の安全管理

参集時に安全確保の指示を行うと共に、災害活動時の装備品の周知・徹底を図ったが、選挙事務終了後の職員に動員をかける際に、市内の冠水状況を伝える事ができなかった。

#### ②資源の保全

タイムラインに沿って事前に施設の安全対策を行う所属もあったが、多くの所属では台風襲来前に書類等の退避や安全管理は十分にできていなかった。当日は選挙事務が重なった事から人員不足もあり、資源退避などの対応が間に合わず、事務所等の浸水被害が発生した。

#### ③車両の退避

本庁舎から災害対策用として 2 台の公用車を防災センターに移動させ出動に備えたが、その他の車両については退避を行わなかった。

二見総合支所に勤務する職員は、平成 27 年 9 月に駐車場が浸水した教訓から、公用車等の退避、また、中須水源地の退避検討を行ったが、その他の所属では退避させる事ができなかった。

### (3) 総括

#### ①職員の安全管理

##### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 選挙の投開票事務に大半の職員が従事することとなっていたため、災害対応に従事する職員体制（ローテーション）に余裕がなかった。

##### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 担当者を参集させる際に、道路の冠水等により担当がなかなか参集場所へたどり着けないであるとか、自身の車が浸水してしまったケースが発生した。参集時などには、道路冠水を想定した参集場所までの移動方法を担当者自らが考えてもらう必要を感じた。

#### ②資源の保全

##### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 本庁舎に警備員、守衛が居るにも関わらず市役所庁舎周辺の情報を取得することができなかった。
- BCP に基づいてその他の車両の移動や東庁舎地階の書類の避難を本部員会議で促したが、選挙事務で職員が手薄であったため、退避させる事ができなかった。
- 東庁舎の浸水時に人員が不足し十分な対応が行えなかった。

##### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 地階に保管してある書類、薬品の退避が行えなかったため、重要書類等は保管しない。

#### ③車両の退避

##### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 公用車（特に給水車や修繕対応の作業車）の退避をしないと災害後の応急復旧、応急給水等の業務に支障がでるため、迅速かつ的確な判断が必須である。

- 冠水道路を走行したことによる車両損傷案件があったため、出勤、出向前に冠水箇所を把握するようにする。
- 今後、公用車を地下に駐車する場合には車両の退避を行う必要が生じてくる。
- BCPに基づき誓いの書類や職員の退避すること。

## 6.災害対応（生活再建・復旧）の概要

### 6.1 伊勢市災害対策本部の主な動き

10月24日	
	災害ボランティアセンター受付開始
14:00	<p>◆第13回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の概要調査を行うこと</li> <li>・対応の方針を決めて、場当たりの対応を避けること</li> <li>・被災者が通常の生活に戻れるように早期対応を行うこと</li> <li>・マスクミへの分かりやすい情報提供に努めること</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、対応状況、避難状況について</li> <li>・被害の概要調査について</li> <li>・災害救助法の適用申請について</li> <li>・災害ごみ処理の計画立案について</li> <li>・被災者ニーズの調査について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごみの収集、消毒の対応について</li> </ul>
21:00	<p>◆第14回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報の発表が想定されるため、早めに避難情報を発令すること</li> <li>・被災者目線で対応を行い、目処、活動状況を積極的に情報発信すること</li> <li>・場当たりの対応ではなく、先を見越した計画を立案すること</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、対応状況、避難状況について</li> <li>・復旧が必要な施設等の対応について</li> <li>・ボランティアの募集について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報発令時期について</li> </ul>
23:30	<p>◆第15回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、対応状況、避難状況について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報発令時期について</li> </ul>
10月25日	
2:00	<p>◆第16回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、対応状況、避難状況について</li> <li>・災害対策本部の継続について</li> <li>・災害救助法の適用について</li> <li>・災害廃棄物の処理について</li> </ul>
10月26日	
	災害救助法、被災者生活再建支援法適用決定

10月27日	
11:00	<p>◆第17回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <p>(1) 状況共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災センターへ集結していないが、災害対策本部は継続中であること</li> <li>・県と内閣府から災害救助法、被災者生活再建支援法の適用について、発表があった</li> <li>・被災者生活再建に関する各種制度の確認</li> <li>・現状の被害状況等の確認</li> </ul> <p>(2) 現在の主な取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害認定の概要調査が終了し、次月から被害認定調査が始まる</li> <li>・被災者への対応（避難所の開設、生活必需品の給与、生活再建の各種制度のとりまとめ、災害見舞金の支給など）</li> <li>・災害廃棄物の回収</li> <li>・ボランティアの募集、受付、派遣</li> <li>・情報発信（市ホームページ、広報いせへ掲載）</li> </ul> <p>(3) 今後予測される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部組織、活動体制、広報の課題への対応</li> <li>・避難所継続、生活必需品の給与</li> <li>・公共インフラ被害、応急処置</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週末と夜間の問合せへの対応について</li> <li>・各チームの災害対応職員不足への対策について</li> </ul>
10月29日	
13:00	<p>◆第18回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の確認（台風第22号関係）</li> <li>・要配慮者への対策について</li> <li>・問い合わせ窓口の開設について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の自主避難所の開設について（台風第22号関係）</li> <li>・集中する業務への応援体制について</li> <li>・生活再建に係る業務を遂行するためのプロジェクトチームの設立について</li> </ul>
13:00	<p>避難勧告発令 （土砂災害発生への恐れ・上野町の一部）</p>
15:30	<p>◆第19回災害対策本部員会議開催</p> <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して、統一的な対応を行うこと</li> <li>・市民の声を真摯に受け止め、対応すること</li> <li>・積極的な情報発信に取り組むこと</li> </ul> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者情報について（台風第22号関係）</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設していない沿岸部の自主避難所の開設について（台風第22号関係）</li> <li>・土砂災害、河川水位上昇に伴う避難情報を検討（台風第22号関係）</li> <li>・自主避難者の対応について（台風第22号関係）</li> </ul>

10月29日	
17:30	◆第20回災害対策本部員会議開催 【調整内容】 ・避難勧告解除の検討（台風第22号関係） ・今後の対応について（台風第22号関係）
20:18	避難勧告解除 （上野町の一部）
10月31日	
	被害認定調査開始
	相談窓口チラシ「台風21号で被害に遭われた方へ」配布開始・ホームページ掲載
18:30	避難指示（緊急）発令 （法面崩壊・楠部町の2世帯）
11月2日	
15:00	◆第21回災害対策本部員会議開催 【報告内容】 ・被害認定調査の状況、目標、課題について ・被災者への生活必需品の購入・配布業者の決定について ・被災者生活再建に対するプロジェクトチームの立ち上げについて ・災害見舞金の支給開始時期等について ・災害廃棄物受入先の伊勢広域環境組合清掃工場への一本化について ・ボランティアのニーズについて ・被災者生活再建に関する、夜間及び休日の問い合わせに対する対応について ・避難が長期化する避難者の対応について ・浸水した空き家等の対策について 【調整内容】 ・夜間、休日の窓口開設について
11月8日	
	罹災証明書交付開始
11月9日	
	住宅の応急修理受付開始
11月13日	
	相談窓口チラシ「台風21号で被害に遭われた方へ」更新版(ver.2)配布開始・ホームページ掲載
	伊勢市災害見舞金給付開始
	被災者生活再建支援金受付開始
	災害援護資金受付開始
	生活必需品給付申請書配布開始
	被災者生住宅復旧工事補助金（市単独事業）申請書配布開始

11月17日	
16:00	<p>◆第22回災害対策本部員会議開催</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害認定調査の結果について</li> <li>・罹災証明の発行について</li> <li>・市税等の減免受付について</li> <li>・災害見舞金の配布について</li> <li>・災害義援金の募集について</li> <li>・被災者生活再建支援金の制度案内について</li> <li>・被災した住宅の応急修理の受付について</li> </ul> <p>【調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害記録の取りまとめについて</li> <li>・被災者の声の取りまとめ及び今後の対策について</li> <li>・記者会見やホームページを使った積極的な情報発信について</li> </ul>
11月27日	
	激甚災害の指定を受ける
12月12日	
	相談窓口チラシ「台風21号で被害に遭われた方へ」更新版(ver.3)ホームページ掲載
平成30年2月1日	
10:00	災害対策本部廃止

## 6.2 職員の配備

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～1月以降】

参集状況や対応状況を一元管理し、各チームの優先順位が高い業務の実施状況を把握すると共に、ローテーション体制を把握する。その結果に基づき、人員の不足するチームへ他チームから派遣を行うなど、柔軟かつ横断的に人員を配置し、合わせて休憩・睡眠を確保するよう各チームへ指示をする。

### (2) 台風第21号の対応

急性期以降の対応は被災者の生活再建に関する業務が中心となり、市役所東庁舎3階防災対応スペースに生活再建に関するプロジェクトチームの事務所を置き、その他の業務は自席で実施した。

業務量のバランスを鑑み、災害見舞金業務を担当するため職員の兼務発令を行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

災害見舞金業務では職員の兼務発令を行い業務バランスの調整を図る対応を行えた。一方、災害対応が一段落した段階において、災害業務が収束し通常業務のみとなっている部署と、災害業務に加えて通常業務を実施している業務負荷が高い状態が続いている部署があるなど、庁内での業務バランスが取れていない部分があった。

## 6.3 避難所の設置（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【3日後～1月後】

各避難所での災害時要配慮者の状況を把握し、必要に応じ福祉避難所、病院と受入の調整を行い移送する。調整がなかなかつかない場合は、避難所運営組織と協議し、今後の対策を計画するとともに、必要な場合はヘルパー等の派遣や、必要な物資を調達する。

また、避難所での要配慮者のトイレの利用状況を確認し、オストメイト専用トイレなどを必要に応じ配備する。

### (2) 台風第21号の対応

自宅へ帰宅困難な避難所に対して、10月23日12時から10月27日12時までの間、小俣保健センターを避難生活施設として開設した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 避難生活施設として使用する際の物資の不足が課題である。（間仕切り用の物資等）
- 避難者の施設への出入りの管理を日中は施設管理者の善意によりお願いしていたが、通常業務が発生している状況で職員を長期間1日中張り付かせることが可能かどうか、検討が必要となった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 避難期間中の食事を物資チームに依頼していたが、避難者自身が食料調達可能な状況であったため、提供する際に非常に判断が難しかった。明確な基準を設けた方が良い。
- 平成29年10月24日に避難所を出た方が、他の避難場所を転々とし、同月29日から丸二ホテルに避難していることが判明し、宿泊代を市が支払うこととなったため、避難所退去時には退去先の正確な聞き取りと、市側のその他メニューをしっかりと伝える必要がある。

## 6.4 福祉避難所

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災後～1 月以降】

災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設する。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送する。

### (2) 台風第 21 号の対応

10 月 27 日から 1 月 15 日の間、帰宅困難でかつ支援が必要な避難者 4 名に対して、福祉避難所（万亀会館、済美学院等）での受入れを行った。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●小俣保健センターから万亀会館へ移動させるといった避難所から福祉避難所へといったケースの他にも、避難所外から福祉避難所へ移動させるケースも発生するため、今後詳細なケース検討が必要と感じた。

## 6.5 炊き出しその他による食品の給与（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～1月以降】

必要量を避難所チームが把握し、炊き出しに必要な人員、資材、場所を調査する。  
市機材、材料を調達し炊き出し場所へ配送する。

### (2) 台風第21号の対応

平成29年10月25日から10月27日の間、小俣保健センターに避難されている避難者の方へ、弁当を発注し食事の提供を行った。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 食事の発注は株式会社ぎゅーとらに行ったが、ご好意により株式会社ぎゅーとらからの寄付としていただく事となった。
- 今回の短期間の避難所生活であったが、長期間になれば弁当のメニュー管理に栄養士等に入ってください栄養管理を実施する必要がある。

## 6.6 被服、寝具その他生活必需品の給与（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【1 日後～1 月以降】

必要な物資の需要について情報収集を行い、備蓄物資の生活必需品を避難所に搬送する。

### (2) 台風第 21 号の対応

災害救助法が適用されたため、熊本地震で同法の適用を受けた熊本市の対応を参考に、取り組みを実施した。人員、資源（車両の確保等）が限られていることから、災害時の物資提供に関する協定を締結している事業者の中で、物品の調達、申請者宅までの配送をしてもらえる事業者对生活必需品等の給与を依頼した。また、契約に関しては、災害救助法の対象となる物品購入と配送に係る業務委託に分けて事務処理を行った。

平成 29 年 11 月 13 日から伊勢市災害見舞金が支給されることとなり、支給の際に当事業の申請書も対象者に配布してもらい、173 件の申請があった。

なお、事業者との協議により、提出された申請については 1 ヶ月毎にまとめて発注を行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●限られた人員・資源の中、被災者が指定する場所への配送までを事業者に対応してもらえなかったが、ここに至る事業者の選定、支給品目の決定等に時間を要した。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●今回は、事業者に配送までを引き受けてもらえたが、災害規模が大きい場合は配送までの対応は引き受けてもらえないことも想定しておく必要がある。

●早急に被災者に支給するためには、あらかじめ支給品目を決めておき、備蓄しておくことも検討する必要がある。その場合、被災者への配布手段をどのようにするのか、人員をどのように確保するのか考える必要がある。

## 6.7 被災した住宅の応急修理（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災後 7 日後～1 月以降】

応急修理で復旧が可能な家屋を把握し、制度の対象となる方の意向を確認する。制度内容を広報し受け付け、最小限の工事を実施する。

災害により住宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受け、そのままでは住めない場合に居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し、仮設住宅等への入居や避難所への避難を要しなくなると見込まれる場合に行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

災害救助法に基づく救助で、平成 29 年 11 月 9 日から建築住宅課で受付を開始した。居住していた住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊（所得制限等あり）」の罹災証明を受け、自らの資力では応急修理できない方を対象に、居室・台所・トイレなどの日常生活に必要な最小限の部分について、574,000 円を限度として応急修理を実施した。なお、当初は申込期限を平成 29 年 12 月 28 日までとしていたが、平成 30 年 1 月 31 日まで延長し、合計で 10 件の申込があった。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 災害救助法が適用された段階で、速やかに実施要領や申込書等の準備ができるよう、平時から県の担当者等と連携しておくこと。
- 畳の交換だけでは対象外であり、床工事の対象範囲は 6 畳相当まで等、対象となる工事や工事の範囲が分かりにくいいため、市民や施工業者に対する周知や修理見積書の記載内容には注意が必要である。
- 商工労政課が実施した被災住宅復旧工事補助金制度とは併用不可であり、対象となる工事の範囲や対象者も異なるため、商工労政課と連携して取り組みを進めること。

## 6.8 学用品の給与（災害救助法）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

災害救助法に基づく事務で、国に提出する様式などは地域防災計画に整理されていたが、実施時期等が計画に記載されていなかったため、平成 29 年度修正で明記するとともに、対応マニュアルの整備を進める。

災害救助法が適用されなかった場合、準要保護児童生徒の教科書については、一般社団法人教科書協会に申請書を提出することで、再交付される。

### (2) 台風第 21 号の対応

台風により被災した場合の学用品給与に関する書類を学校教育課で作成し、平成 29 年 10 月 26 日から学校を通して各家庭に配布。学用品給与希望があった家庭には、調査票を送付し、必要なものを確認後、購入した。

平成 29 年 11 月 13 日に配布を完了した。（対象者 小学生 6 名 中学生 1 名）

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 災害救助法が適用後、学校・保護者宛文書を作成したが、時間も参考にするものもなく大変だった。また、どのような手順で給与手続きをすすめるかについても、平成 16 年度の給与の際の記録がなく、戸惑う事が多かった。
- 使用した文書で給与希望品調査票に、電話番号は欄を作ったが、住所は入れなかった。給与品を届けるためには、住所が必要なので入れておくべきだった。
- 罹災証明の提出が必要かどうかは、問い合わせでも分からず、後から連絡を入れることになった。
- 学用品の給与が全て終わってから、他の町教育委員会から学用品の上限額について、上限はないという情報が入り、対応に困った。
- 土、日休日の電話対応のために待機したが、1 件も問い合わせはなかった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 災害は起こらないことが一番だが、何か起こってから考えていては間に合わない。今回作成した文書はしっかり残しておきたい。
- 対応については、災害の規模により異なると考えられる。今回は、一人ひとりの要望を聞く形で対応できたが、給与対象者がもっと多い場合には、難しいと思われる。様々な場合を想定した給与方法を検討しておくことも必要である。
- 今回、罹災証明と上限額で情報が入ってこなかったため困った。必要な情報が漏れなく入る連絡体制作りが必要である。

## 6.9 災害廃棄物の処理

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 1 日後～1 月以降】

業務継続に必要な資源を確保し、災害廃棄物の発生量を推計する。災害廃棄物の処理方針を決定し、仮置場を決定する。関係機関へ仮置場について周知すべき事項を集約する。仮置場の運営管理を行う。関係機関に被害情報を伝え、三重県へ応援を要請する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 23 日(月)から(休日も含む)、環境衛生チームが、災害廃棄物の収集を開始した。11 月 6 日(月)以降は、被災者からの依頼に応じて収集した。11 月 12 日(日)で、休日の収集を終了した。12 月 20 日(水)までは、ほぼ毎日(平日)、収集依頼があったが、12 月 21 日(木)以降は、週に 0～2 件であったため、対応できる職員で収集を行なった。

#### ▼災害廃棄物仮置(朝熊町)



#### 【被災地域から排出された廃棄物の回収状況】

- ①ごみ量 613.81トン(家電4品目等除く。)
  - ・市収集 459.62トン
  - ・受け入れ 154.19トン
- ②回収依頼件数 延べ624件
- ③伊勢広域環境組合で処理できない災害ごみ量(家電4品目等)
  - ・家電4品目 658台  
(テレビ255台、冷蔵庫230台、洗濯機149台、エアコン24台)
  - ・消火器、フロンガス入り除湿機 97台
  - ・その他の処理困難物 272台

災害廃棄物の処理費用については、環境省へ災害等廃棄物処理事業の申請(補助金申請)をした。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 発災当時、伊勢広域環境組合の清掃工場の焼却炉2炉のうち1炉が定期点検中で、廃棄物の搬入量に制限があったため、仮置場の設置が急務であった。
- ボランティア等との連携が、円滑ではなかった。
- 職員の時間外勤務の時間数が多く、健康障害リスクが高まった。

- 排出されている災害廃棄物のすべてを収集することができず、災害廃棄物を一部残し、後日収集する場合(例:燃えるごみは収集したが、粗大ごみの収集ができなかった等)で、収集担当者と収集計画作成者との引継ぎがうまくいかず、排出者からの再度の連絡があるまで、収集に行かなかった場合があった。

【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 災害対応を優先せざるを得ない場合で、通常の業務が滞ることがあり、優先順位の判断も必要であった。

## 6.10 防疫

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 1 日後～1 月以降】

消毒計画を立案し、計画に基づいて消毒を実施する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 23 日から、環境課職員が浸水被害を受けた世帯を戸別訪問し、衛生相談および消毒剤（逆性石けん）の配付を行った。

また、環境課のほか、市役所本庁・各総合支所・各支所の窓口で消毒剤配布を行った。平成 30 年 1 月 31 日時点で、配付した消毒剤の総件数は 960 件となった。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 扱いやすい逆性石けんに需要が集中した結果、消毒剤の数が不足した。
- 消毒剤を本庁等の窓口にもっと早く配置できたら良かった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 平時からより迅速な消毒剤配布体制を構築しておくことが必要である。
- 消毒剤の配布部隊の人員を外注してでも増員すべきだった。
- 平時から連携が必要な他機関（県、他市町、自治会、業者等）との関係を強化しておく方が良い。
- 職員一人一人が自分の役割を認識し、一部の人に負担が偏らないようにする。

## 6.11 被害認定調査

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3日後～1月以降】

被害認定区域を把握し、取りまとめ、調査の方法、方針を決め被害認定調査を実施する。人員が必要な場合は、後方支援チームを通じて三重県、協定締結都市、近隣市町等へ要請する。

### (2) 台風第21号の対応

平成29年10月22日災害対策本部にて、被害状況を把握し、翌日から概要調査実施を決定し、被害集中地区を選定した。10月23日から市内の被害規模を把握し、被害認定調査の実実施計画立案のための情報収集を目的とした概要調査を実施した。また、電話による調査依頼をリスト化し、10月25日には全体の被害状況の大枠を掴んだ。10月26日から30日の間で、家屋の被害認定のための調査（被害認定調査）の具体的な方法の検討、調査に向けた準備を行い、被害認定調査の開始を10月31日とした。11月3日から9日の間は、県職員のべ62名の応援があった。11月9日には、重点地域の被害認定調査が完了したため、10日以降は不在で連絡のあったお宅、個別の調査依頼のあったお宅の調査を行った。

- ・1,852戸（延べ269チーム537名で実施、県応援職員62名含む）

#### ▼被害認定調査の様子



### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

##### ①調査の計画・調整に関すること

- 被災者台帳の作成を念頭においた調査方法、調査票様式とする。  
被害認定調査は「棟・部屋」で行うが、被災者支援は「世帯」に行うものがある。
- 他市町にも被害があり災害救助法の適用を受ける場合には、他市町と判定基準のすりあわせを早期に行う必要がある。
- 市民税、健康保険料の減免に関係するため、「自家」「借家」の定義を定めておく必要がある。
- 「住家」の定義について、住家を2つ所有している、週に1回寝泊りする家などの場合があるため、定義を整理しておく必要がある。
- 住家以外の「店舗浸水」について、倉庫・空き家も該当するため名称変更の必要がある。
- 住家以外の調査については、本来の調査対象である住家調査の遅れとならないように計画する必要がある。
- 判定結果にばらつきがでないように被害が大きい（半壊以上が集中する）地域には経験を積んだ職員が調査を行うことが望ましい。
- 自治会長や民生委員から事前に情報収集すると良い。

②調査の役割分担に関すること

- 特定の職員に業務が集中しないようにする。指示を出す職員には作業レベルの事務を担当させないようにする。
- 調査の携行物の準備をする担当と調査票のチェックをする担当は分ける方が良い。
- 専門的な知識を要しない業務については、活動の少ないチームに業務を分担する。

③調査研修に関すること

- 定期的に研修を実施する。担当職員は研修を受講することで最低限の知識（住家以外は店舗浸水となること、浸水深は床から測るなど）を習得しておくこと。
- 研修だけでなく、実務経験を積んでおく方が良い。
- 大規模ではない災害で調査実務を経験する。
- 日頃からシミュレーション（調査方法・地理の把握、出勤するための家庭での体制づくり）を行い、実務ができるようにしておくこと。（フィールドワーク研修を推奨）

④調査の現場実務に関すること

- 新しい住宅地図を使用すること。
- 公用車の駐車場所に苦労することがある。
- 雨対策を行い、調査書類が濡れないようにする。
- 調査現場では、災害に関する苦情や苦言など様々な意見を聞くことで、調査が長時間に及ぶこと、円滑に進まないことがある。
- 被災者から、相談窓口、補助金、支援内容、他地区の被害状況、今回であればポンプ稼動状況など質問や苦情をいただいたが、事前に情報収集をしておき、説明することで納得してくれる方もいた。
- 被災者の声を蓄積し、調査担当職員へフィードバックする。
- メモ帳や付箋を持参することで、その場で電話番号を書いて渡すなど便利であった。

⑤その他

- 出先職員を動員する場合には、必要な情報（集合時間、集合場所、調査時間、公用車使用の有無、駐車場所等）を正確に伝えること。
- 今回の経験をマニュアルとして整理する。

## 6.12 罹災証明書の発行

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 1 日後～1 月以降】

発災 1 日後から 1 ヶ月程度の間には被害認定調査（概要調査含む）を実施し、その結果を被災者台帳にまとめ、証明書発行会場等を確保のうえ、被災者からの申請に基づいて証明書の交付を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 11 月 8 日から罹災証明書の発行を開始した。本庁（課税課）、各総合支所、四郷地区コミュニティセンター（11 月 8～10 日のみ）を発行会場とし、各会場とも 3 ないし 4 名の職員体制で行った。平成 30 年 3 月 31 日時点で、罹災証明書 754 件、罹災届出証明書 206 件を交付した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 被害認定調査に引き続いての罹災証明発行業務であるため、発災当初から課税課税務係の職員は休日を取得しにくい状況であった。
- 被災者への発行開始の周知に際して、ホームページや新聞等のみでは対象者へ確実に情報が伝わらないため、自治会の協力によりチラシの地区回覧も行った。対象地区が広域にわたったため、自治会長への依頼や回覧用チラシの送付に相当の手間を要した。なお、依頼のタイミングは、各地区の「広報いせ」の配付時期を念頭において行った。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 発行開始から当分の間は、税務係の職員を各発行会場へ分散して配置したことから、本庁の担当職員に各種問い合わせ等の対応が集中することとなった。加えて、通常業務も並行して処理しなければならず、多忙な時期があった。このような状況から、税務係の職員は、可能な限り、本庁に留まって対応できる体制とすることが望ましい。
- 今回の災害では、大きな混乱もなく発行業務を行うことができたが、さらに大規模な災害対応の場合、発行業務を円滑に進めるためには、別に被災者相談窓口が設置されている状態であることが望ましい。
- 被災者台帳に記載されている世帯主等でなく、その世帯員の名義で発行する場合や、所有者に発行する場合等は台帳の記載を変更して発行したが、煩雑であり、曖昧な点が多かった。変更しなくても良いように、発行対象者や証明記載の内容を整理する必要がある。
- 同一の罹災物件を複数日で発行した場合の発行日の管理や、発行のための台帳コピーの更新等の管理でミスがあったため、管理方法の再考を要する。

## 6.13 被災者台帳

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 1 日後～1 月以降】

被災者の数を把握し、調査結果をとりまとめ被災者台帳システムを運用し台帳を作成する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 26 日から被災者台帳の作成準備を開始した。10 月 31 日から被害認定調査が開始されたことに伴い、11 月 2 日から調査結果をとりまとめ、被災者台帳の作成を開始した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 被害認定調査は「建物」を単位として調査票を整理していたが、被災者の生活再建の各種制度に活用する場合は「世帯」単位での整理が必要であることが作業を進めてから分かってきたため、世帯を把握するための確認作業が必要となった。
- データ作成を複数の職員で分担して作業を進めていたが、入力方法等の手順が決まっていなかったため、適宜説明や修正の必要があった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 被災者台帳の具体的な活用方法を事前に調整しておく必要があった。
- 被災者台帳への追加を検討すべき具体的な項目例  
〔税金の減免手続き等に際して必要となる項目〕  
家屋の階層、送付先情報（転居・転出、避難先）、住所表記（「丁目」・「番地」・「番」・「号」等、住民登録基本台帳の表記に合わせる）、住民登録地  
〔地理情報システム（GIS）の入力等に際して必要となる項目〕  
修正時のデータを管理するための日付と削除フラグ、家屋番号、調査依頼日  
〔その他〕  
見舞金の受給の有無、調査票をイメージ化しリンク、家屋以外の被害情報（車両）、調査員の氏名
- 事前に被災者台帳の基本的な入力手順を決めておく必要があった。
- 大規模災害を想定した被災者台帳システムの導入の検討も必要である。

## 6.14 災害見舞金

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3日後～1月以降】

対象者を確認し、その対象者数に応じ方針を立案する。その方針を広報し、申請に基づき支給する。

支給額は「伊勢市災害見舞金支給要綱」に定められ、被害の程度に応じて、被災された世帯に支給する。

また、平成29年台風第21号を契機に恒久的な制度として、三重県の災害見舞金制度が設立され、当該災害から支給の対象となった。

### (2) 台風第21号の対応

伊勢市災害見舞金支給要綱に基づき、平成29年11月13日から手渡し方式で、住家が床上浸水以上の被害を受けられた被災世帯に対して災害見舞金の支給を開始した。

対象世帯は451世帯で、平成30年3月7日をもって伊勢市災害見舞金の支給を完了した。

また、この災害を契機に三重県が災害見舞金支給制度を創設した。伊勢市では、迅速な被災者支援に向け、支給申請書送付に協力することとなったため、平成29年12月5日より、被災世帯へ関係書類を送付した。

#### 対象となる住家の被害及び金額

住家の被害	金額	対象世帯
全壊（今回対象なし）	50,000円	0世帯
大規模半壊・半壊	30,000円	92世帯
床上浸水	20,000円	359世帯
合計		451世帯

※被災世帯ごとに支給するため、家屋等の床上浸水以上の被災戸数と対象世帯は一致しない。

#### 【その他】

##### 『三重県災害見舞金支給制度』

被害を受けた住家の世帯主に三重県が災害見舞金を支給する。受付先は三重県防災対策課。

#### 対象となる住家の被害及び金額

住家の被害	金額	対象世帯
全壊（今回対象なし）	100,000円	0世帯
半壊	50,000円	77世帯
床上浸水	20,000円	359世帯
合計		436世帯

※大規模半壊の世帯が「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の支給を申請・給付された場合は、三重県災害見舞金の支給対象外となる。

### (3) 総括

#### 【苦勞したこと・うまく出来なかったこと】

- 被災者台帳が被害認定調査の結果から作られているため、「棟」単位で整理されていた事に対し、被災者生活再建の各種制度は「世帯」単位となっているため、世帯分離されている世帯の抽出作業が必要となった。
- 伊勢市と三重県の見舞金の支給の足並みがそろわなかった。
- 被害判定に係る再調査により、すでに支給を終えた世帯への対応も必要であった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 被災者台帳の様式を、見舞金支給にも対応できるように、項目を設けておくこと。

## 6.15 災害弔慰金

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3日後～1月以降】

対象者を確認し、その対象者数に応じ方針を立案する。その方針を広報し、申請に基づき支給する。

支給額は「災害弔慰金の支給等に関する法律」、「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」等により、死亡された方のご遺族に支給する。

### (2) 台風第21号の対応

被災された方（死亡）の情報等を調査・確認し、平成29年11月28日に被災世帯を訪問した。遺族に対し、弔慰金制度の説明を行い、支給のための申請書を手渡す。

平成29年12月1日に申請書を受理・受付し、同年12月27日、口座振込により遺族に災害弔慰金を支給した。

#### 災害弔慰金の対象及び金額

	金額	対象世帯
生計維持者	5,000千円	1世帯
その他の者	2,500千円	0世帯

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 死亡された方の遺族へのアプローチのタイミングが難しかった。
- 死亡された方が当該世帯の生計維持者か否かの判断が難しかった。

## 6.16 災害援護資金の貸付

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3日後～1月以降】

貸し出しの対象者を確認し、貸付の対象となる被災の条件、申請方法を広報する。  
貸付対象額を算出し、申請に基づき貸し付ける。

### (2) 台風第21号の対応

災害救助法の適用を受け、伊勢市災害援護資金の貸付事務要領を作成した。

対象となる住家の被害及び金額 利率：年3%

住家の被害	貸付限度額
家財の1/3以上の損害	150万円
半壊	170万円
全壊	250万円

平成29年11月8日からは災害見舞金の手渡しの際、制度周知用チラシを（色紙）を配布し、市ホームページで制度を周知した。平成30年1月31日まで窓口、電話等で申請相談手続きに対応したが、相談件数は4件で、申請受付件数は0件であった。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 借入要件が市独自の基準であるため、作成には調整を要した。

## 6.17 被災者生活再建支援金

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3日後～1月以降】

基準に該当する被害が発生しているか把握し、被害認定調査結果に基づき三重県に被災者生活再建支援法の適用を要請する。

法が適用された後に、被害認定調査の結果から対象の世帯の確認を行う。調査の際に災害時要配慮者を含む世帯か確認し、また、世帯収入額を算出のうえ支給対象額を算出する。

支援金支給の申請書に添付が必要な書類を発行し、書類が揃った状態で三重県へ申請書を送付する。

また、対象者や申請方法を広報する。

### (2) 台風第21号の対応

災害調査を元に被災者生活再建支援金の支給対象世帯を抽出し、災害見舞金配付時に手続案内を同時配付した。

窓口、電話等にて申請手続きの対応を行い、書類が整った世帯から順次、三重県へ進達し、平成29年12月19日に対象15世帯全ての申請を進達完了した。

その後、支援法人（都道府県会館）から修正等の依頼があり、対応した。

#### ・制度の概要

住家（賃貸住宅を含む）が大規模半壊した場合に基礎支援金（50万円、単身世帯の場合37.5万円）を支給するもの

住家を補修する場合に加算支援金（100万円、単身世帯75万円）、引き続き賃貸住宅に居住する場合に加算支援金（50万円、単身世帯の場合37.5万円）を支給するもの

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 三重県の認定が必要な「長期避難」（熊本地震では御船町、西原村などで認められた）については、内閣府のハードルが高く、宅地危険度判定など、後から様々な資料の要求がある。
- 具体的に復旧の見込がある場合は、「長期避難」には当たらない。
- 社宅に住んでいるケースがあり、賃貸住宅のような契約書等が存在しなかったため、引き続き居住し続けることの証明が難しかった。
- 外国人のケースでは、帰国してしまう可能性もあり、申請の見極めが難しかった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 事務取扱要領及びQ&Aを熟読しておくが良い。
- 三重県、支援法人（都道府県会館）としっかり連絡を取ると良い。

## 6.18 税金、保険料、公共料金等の減免等

### 6.18.1 市税関係

#### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

##### ●固定資産税

伊勢市市税条例に基づき、一定以上の価値を減じた土地、家屋、償却資産について、納期末到来の固定資産税・都市計画税を減免する。納期限の7日前までに減免申請書を提出することとなっている。

##### ●市県民税

伊勢市市税条例に基づき、災害により住宅や家財に損害を受けた者のうち一定基準を上回った者に対して、市県民税を減免する。納期限の7日前までに減免申請書を提出することとなっている。

##### ●税証明手数料

伊勢市手数料徴収条例に基づき、扶助を受けるために必要な証明書交付手数料については免除することとなっている。

#### (2) 台風第21号の対応

##### ●固定資産税

土地・家屋について、被災者台帳に基づき減免要件に該当する所有者に対して案内文・減免申請書（返信用封筒を同封）を送付した。

償却資産については、12/6 発送の平成30年度償却資産申告書にチラシ（災害減免の項目入り）を同封した。

減免申請書の提出があった物件について固定資産税・都市計画税を減免した。

#### 〈減免割合〉

対象	減免要件	減免割合
土地	被害面積が土地面積の2/10以上4/10未満	4/10
住家	半壊（被害認定調査での損害割合20%以上40%未満）	4/10
	大規模半壊（被害認定調査での損害割合40%以上50%未満）	6/10
非住家	店舗浸水45cm以上を住家の半壊と同等と認定（住家の半壊の平均浸水深30cm+上がり框15cm）	4/10

#### ○対応実績

対象	減免割合	案内文等送付件数	減免件数	減免額
土地	4/10	2件	2件	13,100円
住家	4/10（半壊）	63件	58件	342,900円
	6/10（大規模半壊）	7件	7件	89,500円
非住家	4/10	134件	123件	2,609,000円
償却資産	10/10（全壊等）	—	1件	25,700円

## ●市県民税

被害認定調査終了後、床上浸水以上の被害があり、一定基準を上回った住宅の所有者や世帯主に対し、減免対象となる可能性がある旨の勧奨通知をした。床上浸水以上の被害があり、一定基準を上回った者に通知を限定したのは、被害認定調査結果や大規模災害時に国税の税額軽減に用いられる基準では、床下浸水の損害割合や2階建て以上で床上浸水50cm未満の被害（海水・土砂による浸水被害を除く）は、減免適用されないためである。

大規模災害時に国税の税額軽減に用いられる基準は、国税で大災害発生時に所得税の雑損控除及び災害減免するための基準であり、今回の被害の対象者が広域かつ多数であるうえ、迅速に処理する必要があったことから採用することにした。

減免申請期限については、全ての徴収区分で直近の特別徴収の納期限7日前を申請期限とした。その後、審査期間を経て1ヶ月後に減免決定し、それまでの間に税額変更などによる賦課決定分は減免対象とした。申請期限に間に合わなかった申請分は、未到来納期限が存在する間は、引き続き受付し対象税額を減免した。

### <対象者の通知内容>

浸水区分	住家の損害割合	自家・借家の区分	送付先	減免対象者	判定区分
床上浸水	30%以上	自家	所有者	所有者	住宅 or 家財
床上浸水 (浸水50cm未満 の2階建以上の 住家を除く)	30%以上	借家	世帯主	世帯主・世帯員	家財
	30%未満	自家・借家	世帯主	世帯主・世帯員	家財

### <住宅の判定>

- ・保険補填がない場合…被害認定調査による損害割合で判定
- ・保険補填がある場合…次のとおり金額ベースで判定する。

取得価格－減価償却費＝住宅時価額A

(住宅時価額A×被害認定調査による損害割合)－補填金額＝B

B÷A＝実質損害割合で判定

※住宅の所有者である借家等の大家は対象外とした。

### <家財の判定>

○家財の取得年月日・取得価格が不明な場合…次のとおり大規模災害時に国税の税額軽減に用いられる基準【別表】を用いて判定する。

家財の総価格×国税基準の損害割合－保険による補填額＝A

A÷家財の総価格＝実質損害割合で判定

### 【別表】国税基準抜粋

浸水区分	平屋	2階建て以上
床上1m以上	100%(100%)	70%(85%)
床上50cm以上1m未満	75%(90%)	55%(70%)
床上50cm未満	40%(55%)	25%(40%)

※( )内の%は海水・土砂の浸水による場合に使用。

○家財の取得年月日・取得価格のいずれも判明している場合…次のとおり判定する。

- ・保険補填がない場合

取得価格－減価償却費＝総家財時価額A

被害家財時価額÷総家財時価額A＝損害割合Bで判定

- ・保険補填がある場合  
 $(\text{家財総時価額}A \times \text{損害割合}B) - \text{保険による補填額} = C$   
 $C \div \text{総家財時価額}A = \text{実質損害割合}$ で判定

<減免割合>

被害内容		減免割合
災害により納税義務者がお亡くなりになった場合		全額
災害により納税義務者が障がい者になった場合		10分の9
納税義務者（控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）が所有する住宅又は家財が損害を受けた場合		損害程度や合計所得により異なる
損害金額が住宅又は家財の価格	前年中の合計所得金額	
10分の5以上のとき	5,000,000円以下	全額
	5,000,001～7,500,000円	10分の5
	7,500,001～10,000,000円	10分の2.5
10分の3以上10分の5未満のとき	5,000,000円以下	10分の5
	5,000,001～7,500,000円	10分の2.5
	7,500,001～10,000,000円	10分の1.25

<非対象者の通知内容>

浸水区分	住家の損害割合	自家・借家の区分	送付先
床上浸水 (浸水50cm未満の 2階建以上の住家に限る)	30%未満	自家	世帯主
	不問	借家	世帯主

○対応実績

	市民税	県民税
勧奨通知発送件数（※1）	166件	
減免決定件数（※2）	60件	
減免却下件数	55件	
減免額	1,117,200円	752,000円

※1 このほか雑損控除申告の勧奨通知発送件数（減免対象外） 247件

※2 このうち過年度分の決定件数 4件

●税証明手数料

被災者が各種支援を受けるための申請等に際して必要となる税務証明書について、その交付手数料を免除することとした。

### (3) 総括

【苦勞したこと・うまく出来なかったこと】

#### 固定資産税

- 非住家の家屋について、被害認定調査では浸水深のみの認定で損害割合を算出しないため、減免割合をどう認定するか苦慮した。
- 発災～被害認定調査完了の日から納期限まであまり日がなく、被害認定調査結果を基に職権で減免処理をしたかったが、市税条例で申請書の提出が定められているため、案内文・減免申請書・返信用封筒を送付することになった。また、申請からの処理日程も余裕がなく、3,4期分を4期で調整する場合もあった。
- 口座、手払い、未納、全納等、支払いの形態によって案内文の内容が変わるため、支払い形態の確認作業及び案内文との突合作業に注意を要した。
- 申請書に減免対象となる物件を予め印刷したが、対象物件を特定するために被害認定調査票と一件一件突き合わせる作業に時間を要した。

#### 市県民税

- 被害が広域であり被害程度も様々である中で、伊勢市市税条例に基づいた減免制度をどのように案内するべきか。また、異なる徴収区分の者を公平に判定するために、減免申請期限及び減免決定日等困惑した状況で協議が始まった。
- 住宅の判定では、被害認定調査の結果で判定することにしたが、損害保険金等を受給されていた場合、判定を金額ベースで行う必要があったため、災害直前の時価額を求めることになった。まず、取得価格が不明な場合の判定方法について協議した。また、住宅の所有形態が自己所有で自己が居住や非居住の場合、自己は非居住で親族が居住の場合、或いは自己が貸家経営している場合等対象者についても協議した。
- 家財の判定では、家財の総取得価格を把握している者は存在しないと判断したため、取得価格が不明な場合の判定方法や損額割合の求め方、所有者の特定や居住及び非居住の場合について協議した。
- 減免判定基準にあたり、のちに必要となる確定申告等の雑損控除の判定基準である「大規模災害時に国税の税額軽減に用いられる基準」を用いることにした。それにより、住宅の取得価格や減価償却率、家財の災害直前の総価格や損害割合を求めることができた。
- 居住及び非居住については、災害時に損害を受けた住宅に居住していた場合は対象とし、非居住なら非対象とする考え方を基本とし、所有者や世帯主の親族のみが居住していた場合は親族を対象とした。
- 減免申請書の様式は、通常使用している様式ではなく、当災害に限定した様式を設け、1枚に世帯の課税者全員分の申請を可能とした。また、住宅や家財の状況を把握するために各現況届出書を設けた。
- 減免申請後、1ヶ月後に減免決定したことについては、各徴収区分の決定条件を統一させるためであり、減免決定するまでに賦課決定した分は減免対象とした。
- 申請にあたり、住宅の取得価格が判明している場合や、請負契約書の写しや保険金等を受給された場合は、金額の分かる書類の写しを添付依頼していたが、被災状況から提出が困難な場合は記載のみで判定した。また、減免申請時に保険金を申請中の場合は、一旦見込み額で記載をしていただき、後日提出を求めた。その結果、災害から約半年後に減免処理を行った者もいた。

#### 税証明手数料

- 複数課で様々な被災者支援策があるが、発災後は関係課との調整がないまま、それぞれのペースで被災者への案内等が進んでしまっていることがあったため、平常時から協議をしておき、共通認識をもっておくことが必要である。

## 6.18.2 保険料等

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画及び対応実績数

#### 介護保険料

##### 【対象者】

65歳の方で、本人又は世帯主が災害により、その所有する住宅、家財の被害金額がその価格の概ね3/10以上の損害を受けた方。（前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に限る）

##### 【減免額】

当該者が納付すべき当該年度分の保険料額のうち、当該損害を受けた日以後に到来する納期限に係る納付すべき額の合算額に次の区分による割合を乗じて得た額

被害の程度	前年の世帯合計所得金額	減免割合
損害金額が当該住宅 又は 家財の価格の10分の5以上	500万円以下	10/10
	500万円以上 750万円以下	5/10
	750万円以上 1,000万円以下	2.5/10
損害金額が当該住宅 又は 家財の価格の3/10以上 5/10未滿	500万円以下	5/10
	500万円以上 750万円以下	2.5/10
	750万円以上 1,000万円以下	1.25/10

対応実績	
勧奨通知発送件数	147件
減免決定件数	117件
減免額	1,285,400円

#### 介護保険利用者負担額

##### 【対象者】

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた要介護（支援）被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者。発災した日の翌月から6ヶ月以内の利用者負担額を減免する。

##### 【減免額】

被害の程度	減免割合
主たる住宅の全壊、全焼、流出その他これらに類する被害を受けたとき	100/100
主たる住宅の半壊、半焼その他これらに類する被害を受けたとき	95/100

対応実績	
勧奨通知発送件数	17件
減免決定件数	14件

## 国民健康保険料

### 【減免対象要件】

- ・平成 29 年台風第 21 号により床上浸水の被害を受けた世帯。
- ・罹災した世帯主及び被保険者のうち、損害保険等の給付補填金を控除した後の損害金額が家財の価格の 10 分の 3 以上及び合計所得金額 1 千万円以下の者

### 【減免額】

平成 29 年度国民健康保険料のうち、申請時以後において納期の末日の到来する普通徴収 7 期以降及び特別徴収 12 月分以降の所得割額及び均等割額に次の区分による割合を乗じて得た額

被害の程度	前年の世帯合計所得金額	減免割合
損害金額が当該住宅又は家財の価格の 10 分の 5 以上	500 万円以下	10/10
損害金額が当該住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	5/10

対応実績	
勧奨通知発送世帯数	62 世帯
減免決定世帯数	39 世帯
減免額	776,500 円

## 後期高齢者医療保険料

### 【減免対象要件】

被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害（被害割合 20%以上と判定された）を受けたこと。

### 【減免額基準】

被害の程度	前年の世帯合計所得金額	減免割合
震災、風水害、火災による損害の程度が 10 分の 5 以上	500 万円以下	10/10
	750 万円以下	5/10
	1,000 万円以下	2.5/10
震災、風水害、火災による損害の程度が 10 分の 2 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	5/10
	750 万円以下	2.5/10
	1,000 万円以下	1.25/10

対応実績	
勧奨通知発送件数	219 件
減免決定件数	161 件
減免額	1,591,192 円

## (2) 台風第21号の対応

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免基準のすり合わせを行い、現在の各減免規定により減免を行い対象者の抽出を行った。

抽出結果の対象者が重複している場合には同封し、減免の勧奨通知を送付した。その後、市民税は国税庁が示す簡易判定法を用いることを決定したため、3公課もそれに倣うこととする。

## (3) 総括

### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 災害調査に基づく減免対象者選定リストの作成、減免申請受付後の対象者の所得、家族構成などの調査、また書類不備などで再度申請を依頼したことで日常業務と並行しながら業務を行ったこと。
- 市民に不利益が生じないよう、損害割合の判定基準を市民税や介護保険等と調整するのが大変であった。
- 減免対象者を抽出する元となるのが被災者台帳であったが、台帳の記載内容の精度が当初あまりよくなかったため、対象者抽出に苦労した。

### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 大規模な災害ほど、減免対象者が増加するので減免業務専用での職員の確保、減免申請専用受付窓口の設置が考えられる。
- 大規模災害を想定して、減免申請受付の方法を真剣に構築すること。

### 6.18.3 水道料金・下水道使用料

#### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

##### 水道料金

###### 【発災3日後～1月以降】

伊勢市上水道給水条例第33条及び伊勢市上水道給水条例施行規程第33条第1項第4号に基づき、床上浸水と認定された建物や事業所に対し、次回検針分の使用水量から前年同月と比べて超えた水量分を減免する。

##### 下水道使用料

###### 【発災3日後～1月以降】

伊勢市公共下水道条例第17条及び伊勢市公共下水道条例施行規程第21条第1項第3号に基づき、床上浸水と認定された建物や事業所に対し、次回検針分の使用水量から、前年同月と比べて超えた水量分を減免する。

#### (2) 台風第21号の対応

##### 水道料金、下水道使用料

被災者台帳により対象を確認し、次回検針分（奇数月検針地域は平成29年11月及び平成30年1月、偶数月検針地域は平成29年12月）の使用水量から、前年同月の使用水量と比べて超えた水量分を減量し、水道料金、下水道使用料を決定した。

減免対象件数及び減免額

対象料金	減免件数	減免額
水道料金	354件	271,822円
下水道使用料	103件	86,218円

#### (3) 総括

##### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●条例上、「管理者が公益上その他特別な理由により認められたもの」を適用し、市及び県の災害見舞金、生活必需品の給付、被災住宅復旧工事補助金、保育料の減免の基準が、床上浸水以上の被害認定を受けた世帯を対象となっていたため、過去の災害時の減免事例も勘案し、水道料金、下水道使用料の減免についても床上浸水を対象とした。

##### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 前年同月の使用水量に満たない場合、または前年の使用がない場合は、当該年の前期の使用水量との比較、または、実態を把握した上で減額水量を決定した。
- 一時避難的に市営住宅に居住した方は、その市営住宅での水道料金、下水道使用料を100%減免した。
- 10月下旬に災害が2週続けて発生し、清掃作業が長期に及んだため、1月検針分まで考慮した。
- 調定時までに変更できれば減免した額で請求、調定後の場合は還付処理した。

#### 6.18.4 保育料

##### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

###### 【対象者】

入所児童の属する世帯が居住する住宅が火災、地震、水害等により損害を受けた場合に、発災した日の翌月から6ヶ月以内の利用者負担額を減免する。

###### 【減免額】

被害の程度	減免割合
住宅が全焼又は全壊	10/10
住宅が半焼若しくは半壊又は床上浸水	5/10

##### (2) 台風第21号の対応

保育所（園）を通じ、園児の保護者に減免制度を10月26日から案内し、11月2日から受付を開始した。制度の周知や書類の受領は全て園を通じて実施した。なお、幼稚園については教育委員会事務局が同様の対応を行ったが、対象者は0名だった。

保育料対応実績	
減免件数	8世帯 10名
減免額	613,200円

##### (3) 総括

###### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 保育料減免世帯に該当する被災世帯の確認作業に時間を要した。

## 6.19 被災住宅復旧工事補助金（市単独事業）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

台風第 21 号の被害状況から、この台風の被災者を対象に創設した補助金制度

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 11 月 13 日から手渡し方式で、住家が床上浸水以上の被害を受けられた被災者（災害救助法の応急修理制度や被災者生活再建支援法の支援の対象外の方）に対して、災害見舞金の支給の際に補助金交付要領を配付した。申請期間は、当初、平成 30 年 2 月 28 日であったが、被災件数が多く、施工業者による復旧作業が追いつかないため、6 月 29 日まで延長した。また、1 月 18 日から床上浸水以上の借家についても設備の復旧を補助の対象に追加した。

#### 対象及び補助金額

対象となる住宅	補助金額等	備考
床上浸水の被害を受けた住家	修繕工事に係る費用の 20%（上限10万円）	5万円以上の修繕工事が対象

※交付件数 71件（平成30年3月31日現在）

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 補助制度の制度設計する際、参考にする例が少なく、誰、どんな物件を対象とし、どれだけ支援するのかを短期間で決定する必要があった。
- 当初、借家を対象外としたが、大家が直してくれない場合も対象とすることで、さらに多くの方に支援することができたのではないかと。

## 6.20 中小企業災害復旧資金利子補給補助金（市単独事業）

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

台風第 21 号の被害状況から、この台風を契機に恒久的制度として創設した補助金制度

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年台風 第 21 号により被害を受けた中小企業者が事業再建のため、市が認める災害復旧に関する融資を受けた場合に、その融資に係る利子の一部を補助する。

#### 対象及び補助金額

対象者	対象となる利子	補助金額
災害復旧のために融資（市が認めたもの）を受けた市内の中小企業	融資に係る利子の最初の返済日から起算して3年以内に返済したもの	利子の利率を年1%として計算した額（1%以下は利子全額）

※交付件数 4件（平成30年3月31日現在）

### (3) 総括

#### 【苦勞したこと・うまく出来なかったこと】

- 各金融機関の災害に対する融資メニューを創設するかなどの状況を把握する必要があり、また各金融機関に制度の周知や事務手続きにおける協力要請を行う必要があった。

## 6.21 障がい者、高齢者への補助

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則第7条の規定に基づき、全壊・大規模半壊・半壊と認定され、福祉用具が使用できなくなった場合、福祉用具の再給付及び利用者負担上限額を減免する。

### (2) 台風第21号の対応

給付を受けた福祉用具（車椅子 他4件）が浸水により使用出来なくなったため、再給付を行った。

### (3) 総括

【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 課税の方であった場合、規則に基づき減免を行うこと。

## 6.22 民生委員、社会福祉協議会の要配慮者見回り活動

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～1月以降】

平時より災害時要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図る。

### (2) 台風第21号の対応

独居、要介護者または要配慮者であって、家族等の支援を受けることができず、復旧作業や自身への支援が受けられていない状況を把握するため、民生委員、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障がい者団体等へ情報提供の依頼を行い、必要に応じて支援を行った。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 給付実績には宛名番号をデータとしてもっていないため、要介護認定の名簿と突合する作業が必要となった。

## 6.23 災害ボランティアセンター

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 1 日後～1 月以降】

ボランティアが必要な箇所、内容を調査し整理する。災害ボランティアセンターの開設場所を決定し、運営体制を整えホームページで周知を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

常設の「伊勢市災害ボランティアセンター」を災害時体制に移行させ、被災者とボランティアのマッチングを行った。

なお、伊勢市災害ボランティアセンターは市と伊勢市社会福祉協議会が共に運営しており、事務は伊勢市社会福祉協議会が行っている。下記対応についても市と社会福祉協議会が共に協議し実施している。

#### ① 被災者からの相談 延べ124件（実績）

ア うちボランティアマッチング件数 延べ90件

イ 活動内容 濡れた家具等の搬出、畳上げ、家屋の消毒、  
乾かした家具等の搬入、畳搬入など

#### ② 災害ボランティア（実績）

ア ボランティアの人数 延べ458名（うち個人76名 団体382名）

イ 協力団体（敬称略）

#### 【市内活動団体等】

伊勢市ボランティア連絡協議会、小俣町防災ボランティア、宮後自主防災隊、NPO法人FC. ISE-SHIMA、健昌会、天理教災害救援ひのきしん隊 三重教区隊伊勢支部隊、伊勢市災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者

#### 【事業所】

横浜ゴム株式会社三重工場、日本郵便株式会社 伊勢郵便局、（有）婆沙羅

#### 【その他団体等】

特定非営利活動法人 みえ防災市民会議、三重県曹洞宗青年会、天理教災害救援ひのきしん隊 三重教区隊

#### 【県内社会福祉協議会】

桑名市社会福祉協議会、亀山市社会福祉協議会、四日市市社会福祉協議会、鈴鹿市社会福祉協議会、津市社会福祉協議会、いなべ市社会福祉協議会、松阪市社会福祉協議会、鳥羽市社会福祉協議会、志摩市社会福祉協議会、尾鷲市社会福祉協議会、東員町社会福祉協議会、菰野町社会福祉協議会、多気町社会福祉協議会、明和町社会福祉協議会、大台町社会福祉協議会、南伊勢町社会福祉協議会、大紀町社会福祉協議会

#### ウ 運営協力（敬称略）

特定非営利活動法人みえ災害ボランティア支援センター、みえ防災市民会議、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、認定 NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク、震災がつなぐ全国ネットワーク、技術系災害ボランティア DRT-Japan、技術系災害ボランティア風組関東



## 6.24 住宅の提供

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

居住されていた住宅に居住できなくなった被災者を対象に 3 ヶ月を限度として、市営住宅への一時入居の許可を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

居住されていた住宅に居住できなくなった被災者を対象に 3 ヶ月を限度として、市営住宅への一時入居を許可した。これまでに合計で 4 世帯 14 名が一時入居し、平成 30 年 3 月 31 日現在では、2 世帯 7 名が一時入居している。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

今回の災害においては、市営住宅への一時入居を希望された世帯が 4 世帯であったため、提供できる市営住宅の戸数に不足は生じなかったが、戸数に不足が生じる場合には県営住宅の提供を要望することや更なる大規模災害においては仮設住宅の建設等が必要となる。平時からシミュレーションを行うとともに、申込書等の各種様式の確認や優先入居の取扱い等、可能な限りの準備を行っておくこと。

## 6.25 伊勢市災害義援金

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3日後～1月以降】

義援金品の募集が必要な災害か把握し、必要な場合は義援金の専用口座を開設し、広報する。

### (2) 台風第21号の対応

平成29年11月1日から平成30年1月31日まで募集した。集まった義援金は、平成30年2月23日に「伊勢市義援金配分委員会」を開催し、配分方法を検討した。

- ・窓口受付  
本庁・福祉総務課、御園総合支所・企画調整課、二見総合支所及び小俣総合支所・生活福祉課
- ・義援金箱の設置  
本庁・総合窓口、各総合支所、市立伊勢総合病院、いせトピア、シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢、図書館（伊勢・小俣）福祉健康センター、ハートプラザみその
- ・銀行口座からの振込  
口座開設先 百五銀行、第三銀行、ゆうちょ銀行、伊勢農業共同組合  
※窓口振込手数料は無料
- ・ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」（クレジット決済）
- ・集まった義援金（平成30年3月31日現在） 12,185,543円  
※このほか、三重県災害義援金（三重県、三重県共同募金会、日本赤十字社）  
（うち伊勢市への配分）17,928,259円

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 生活再建チームは被災後、一定期間が経過したのち業務が増大するため、義援金受付業務を他チームに委ねることができてよかった
- 今回は義援品の受付、配付業務がなかったが、発生した場合は同じように他チームに委ねないと厳しいと考える。

## 6.26 三重県災害義援金

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

三重県災害義援金募集推進委員会を設置し、募集を行い、配分できる程度に集まった時点で三重県災害義援金配分委員会を開催し、配分方針を決め速やかに関係機関を通じ配分する。

### (2) 台風第 21 号の対応

#### 三重県災害義援金

ア 受付開始日 平成29年10月27日

イ 募集期間 平成30年1月31日まで

ウ 736件 31,331,055円（平成30年1月31日現在）  
平成30年2月16日、県の義援金配分委員会に出席した。

## 6.27 公共施設の復旧

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～発災7日後】

災害により通行不能となっている道路を調査し、緊急輸送路などを含め道路啓開の優先順位を決定する。

協定先や市内業者の活動状況を確認し、地権者や関係機関と調整のうえ復旧を行う。

### (2) 台風第21号の対応

平成29年10月22日4時25分の災害対策本部設置後、市民からの通報及び調査班のパトロール報告により、直営班による通行止めの措置を講じた。22日6時頃から道路冠水、倒木の通報が増加し、対応に追われるようになる。22日10時頃にチーム長から建設業協会へ災害協定に基づく災害応急工事の要請を行った。その後、協会への応急工事の依頼とともに市から直接業者へ復旧依頼し応急修繕等の対応を行った。

河川及び排水路については23日の13時頃からパトロールを順次実施すると共に、住民からよせられた護岸の崩壊等の箇所を確認を行った。その後災害事業としての認定を受けるための諸手続きを進め、国の採択を受けられた箇所から復旧工事を発注した。

公園については、倉田山公園周辺の法面崩壊が23日15時頃発生したため、応急処置を実施しその後復旧工事の発注をした。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 市内の大部分が浸水し、全域に避難勧告が発令されている中で、通行止めの措置や応急復旧作業をどこまで継続するのかの判断が難しかった。
- 台風21号では災害協定に基づき災害応急工事を要請したが、復旧箇所が多いために応急復旧を要請する箇所が把握しきれないという事態になった。

## 6.28 流木等漂流物の処理

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災後1日以内】

三重県地域防災計画に準じて、港湾漁港、河川、海岸保全区域内、湛水、浸水区域内の漂着物を確認し、処理を行う。

### (2) 台風第21号の対応

宮川の水位上昇により、宮川堤公園・宮川ラブリバー公園、宮川親水公園に流木が堆積した。河川管理者の国土交通省と協議し、占用の許可を受けている公園敷地については、市で流木の撤去を行うこととなった。

また、市が管理する漁港、海岸にも流木、ゴミが漂着したため、撤去を行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●河川管理者との調整に時間を要した。また、公園の災害は日常生活への影響が少ないことから、復旧に日数を要することが多いが、公園利用者からは早期の復旧を望む声が多いため、災害復旧の優先度の考え方が難しいところがある。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●災害という突発的な事象への対応であり、必要な予算についても、その都度対応することになるが、緊急度の高いものから効率的に対応していく。

## 6.29 上水道の復旧

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 3 時間後～発災 1 月後】

施設の被害概要を調査し、その結果から調査方針を立案する。調査の結果に基づき復旧の優先順位を決め復旧を行う。

### (2) 台風第 21 号の対応

#### ①小俣管末自動水質監視装置について

小俣管末自動水質監視装置（小俣町元町、旧中小俣公園に設置）が汁谷川の氾濫により浸水し機器が故障したため、その復旧作業を行った。

#### ②床ノ木水源地について

床ノ木水源地（矢持町地内）の水源地である横輪川支川の水が濁り、水道水の濁度が上昇したため、水質を正常に戻す作業をすることとした。

#### ③外城田川に架かる人道橋について

外城田川に架かる人道橋の流失に伴い、添架している水道本管が破断し断水が生じた。断水を解消するため復旧作業をすることとした。

### (3) 総括

#### 【苦勞したこと・うまく出来なかったこと】

#### ①小俣管末自動水質監視装置について

水没により他の場所への移設を検討したが適地がなかったため、現在の場所で設置高を上げる工事を行い機器を再設置することとした。水没に備え、機器を外して他の場所へ置いておけば機器の被害は生じなかったが、水没を予測できなかった。

#### ②床ノ木水源地について

床ノ木水源地の水源地である河川は今まで濁ったことがなかったため、水質を確認せずに配水池へ水を送ってしまったことによるものである。

#### ③外城田川に架かる人道橋について

被害状況を早期に確認するとともに、断水等影響範囲を特定し復旧することにより、断水時間・範囲を最小限に抑えるようにする。

## 6.30 下水道の復旧

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災3時間後～発災1月後】

施設の被害概要を調査し、その結果から調査方針を立案する。調査の結果に基づき復旧の優先順位を決め復旧を行う。

### (2) 台風第21号の対応

下水道職員の巡視・点検及び市民からの通報により発見された下水道施設等の被害状況を確認し、応急仮復旧を行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- MHP場の緊急点検を各委託業者に指示したが、認識の誤解から「異常警報」のメールがあった箇所のみを現地点検した業者があり、「異常なし」の報告を受けたため、被災判明が遅れた。(正確な状況把握が必要)
- 被災判明後の応急仮復旧を行うにあたり、本復旧まで現地巡視回数を増やして対応する必要が生じ、通常業務への負担増となった。(巡視・点検の出来る職員の確保)
- 予備機器の保有をしていないため、既存のバックアップフロートを用いた仮稼働となり、通常の自動運転・遠方監視の回復が出来なかった。(予備資材の保有)

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 台風通過後の巡視点検を23日に行い、「異常なし」の報告を受けたが、26日午前に居住者から通報があり、「ブロック積護岸の損傷発生」が判明した。(継続した巡視・点検を行うこと。1週間程度)

### 6.31 庁舎の復旧

#### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

##### 【発災3時間後～7日後】

施設の安全確認を行い利用継続の判断をし、被害に対する応急措置や燃料の調達を行う。必要に応じ災対本部の設置場所について企画チームと協議する。

#### (2) 台風第21号の対応

浸水した東庁舎地階から水を排出し、事務スペースの復旧・書類等の乾燥・エレベーターの復旧を行った。

#### (3) 総括

##### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●エレベーターの復旧（ピット部分が浸水し復旧に時間がかかった。）

##### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●地階になるべく物を置かない利用方法（書類が水没することで乾燥に手間がかかる。備品類を処分すべきか再利用できるのか判断に迷う。必要な備品類の補充に手間取る。）

## 6.32 激甚災害の指定と対応

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 7 日後～1 月以降】

被災施設の復旧に関し、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び査定が実施されるよう必要な措置を講じる。著しく激甚な災害発生の場合は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力し、激甚災害、局地激甚災害の指定を受けた時は速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出し、援助、助成を受ける。

### (2) 台風第 21 号の対応

施設浸水により被災した農地及び農業用施設について、暫定法に基づく国庫補助制度の適用を受けるため、平成 29 年 12 月 12 日及び同 18 日から 22 日に災害実地査定を受検し補助対象として認められた。

平成 30 年 1 月 11 日には、農業用施設災害の補助金増高審査を受け、同 1 月 25 日には災害復旧事業特別措置適用申請を提出した。

### (3) 総括

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 暫定法に係る業務から激甚法に係る業務へ迅速に対応する必要がある。
- 通常業務に支障とならないよう担当を分担するなどして効率的に対応する必要がある。特に排水機場の災害においては、激甚法の申請に係る資料作成に時間を要する事から、チームを作り集中的に対応することが望ましい。

## 6.33 災害対策の進行管理

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

地域防災計画やマニュアルに整理されていなかったが、災害対策本部の方針を企画する企画チームにおいて、全体の進行管理、応援必要性の客観的評価などの業務が経験の少ない規模の災害では生じる事が台風第 21 号の対応から明らかとなった。今回の対応を踏まえ地域防災計画、職員行動マニュアルに追記する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 22 日に避難情報を発令した後から、企画チームが被災状況から推測した今後の状況に先手を打って対応するために、各チームの進捗状況を関係者ミーティングや個別に確認し、事業企画のサポートを行った。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

- 初めて実施する業務ばかりで、チームによっては「分からないから具体的に指示して欲しい」との反応が実施主体となるべきチームからあった。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

- 企画した内容などを幹部職員や、他のチームへ伝え、状況認識の統一を行うためのツールとして被害状況を図化した事は有効であった。事前に災害時に作成する図面を検討し、図面ごとに静的データ、動的データを整理しておく必要がある。
- 図上訓練は災害発生直後だけでなく、生活再建に関わるフェーズも多くの職員に体験させておく必要がある。

## 6.34 情報収集

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 24 時間前～1 日後】

各チームの活動状況や気象情報、河川水位などの情報を収集し、その状況時で優先して収集する情報を決定する。集まった情報を集約し、重要情報は企画チームへ報告する。

### (2) 台風第 21 号の対応

生活再建・復旧期の災害対応の状況について、各チームから情報を収集し、市議会への概要報告を念頭においた上で整理した資料「平成 29 年台風第 21 号による災害について（平成 29 年 11 月 30 日時点）」を作成した。資料の作成は、本部員会議資料や報道発表資料等から情報チームで議会報告を念頭においた資料案を作成し、各チームに追記・修正を依頼する方法で行った。更に平成 29 年 12 月 12 日時点で内容を更新し、市議会（総務政策委員協議会、教育民生委員協議会、産業建設委員協議会）に概要報告資料として提出した。

また、被害認定調査等で寄せられた市民の声を記録としてまとめた。  
災害対応等の記録写真・映像収集を実施した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●防災センターに各チームが集まって災害対応を行っていた発災前後とは異なり、生活再建・復旧期は、各チームが各所属で災害対応を行う中での情報収集に苦労した。

#### 【未来の伊勢市職員へのメッセージ】

●被害認定調査で寄せられた市民の声を記録を調査活動ごとに調査担当職員に入力してもらえれば情報共有しやすい。

## 6.35 情報発信

### (1) 地域防災計画、マニュアルに基づく事前計画

#### 【発災 24 時間前～1 月以降】

業務継続に必要な資源の確保と人員を調整し、災害対策本部にて被害状況を把握、整理する。その後、報道発表用資料を作成する。また、必要に応じて記者会見と随時の資料提供を行う。また、市民に必要な情報を整理し、ホームページ及びケーブルテレビへ被災情報、必要な支援を掲載する。

### (2) 台風第 21 号の対応

平成 29 年 10 月 23 日から、情報チーム（広報係）が伊勢市ホームページ、SNS（フェイスブック・ツイッター）に被害・支援情報等の公開を行うとともに、「広報いせ」12 月 1 日号に特報記事を掲載した。平成 29 年 10 月 26 日に災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用に関して市長臨時記者会見を実施した。また、平成 29 年 12 月 5 日に災害対応の概要、台風第 21 号に関する予算措置、被災者支援制度の利用促進、伊勢市災害義捐金の募集及びポンプ場・河川の状況に関して市長定例記者会見で報告した。

### (3) 総括

#### 【苦労したこと・うまく出来なかったこと】

●被害・支援状況は早急に公開していくものであるが、各チームはそれぞれの役割に追われるため、情報発信への配慮が後回しとなることもある。また、所属、チームの 2 系統が存在するほか、議会、マスコミへの情報提供の発信順など、市民への発信が後回しにならざるを得ない状況も十分想定される。発災後は、即座に情報経路や指示系統を確立・稼働させ、人を介してでも情報を集めるよう努める。発信すべき内容については、自分の知識だけでは想定できない案件も多々あるが、台風第 21 号関係では、生活・再建チームが支援情報をまとめたため有効な情報発信の一助となった。

### 6.36 知事による被災地視察

台風第21号による被害が甚大な状況であることから、10月28日に三重県知事が伊勢市の現地を調査された。

浸水被害を受け停止した楠部東排水機場を視察し、市長と意見交換が行われた。

#### ▼知事と市長による現地調査、意見交換



## 7.伊勢市業務継続計画（BCP）と台風第21号対応

### 7.1 主な項目と評価

重要6要素を主軸に整理した伊勢市業務継続計画（BCP）の効果と課題を次のとおり整理する。

#### ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

##### 【市長の職務代理の順位】

大雨警報が発表され、災害対策本部を設置した当初から市長が本部長として指揮を執り、代行順位に対する課題は発生しなかった。

##### 【職員の参集体制】

衆議院議員選挙と投開票日と重なった事から、職員の動員に制約があった。災害対策で主要となる担当者は予め、各チームが選挙管理委員会と調整し、災害対策本部の業務ができる体制とした。

大きな被害が発生している事が、各種通報から想定されたため、投票事務の終了した職員を災害対策本部（伊勢市防災センター）へ参集の動員をかけたが、市街地の冠水ピークと重なり、多くの職員が孤立、自家用車の浸水など安全に参集することができなかった。

##### 【人的資源の確保】

災害対応を効果的に実施するため、災害対策本部員会議では人員が不足するチームは後方支援チームに動員の要請を行うよう幹部間では共有されていたが、職員アンケートの結果では、職員間の業務量の差に不満を持つ声があり、必ずしも平準化が図れた状態ではなかった。なお、外部の応援として三重県職員を被害認定調査に受け入れている。

##### 【受援計画】

伊勢市業務継続計画（BCP）では、部隊の運用が想定される業務について伊勢市の役割と応援者の役割を一日の流れの動きを整理し準備をしていた。今回の台風第21号では被害認定調査の業務で所属以外の職員や三重県の応援を受けて実施した。計画と実際の行動の差異を確認し、今後の受援体制の充実に繋げていく必要がある。

#### ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

##### 【災害対策本部の代替庁舎】

市役所が災害対策本部の設置場所として定められ、次の代替庁舎として消防防災センターが位置づけされており、庁舎改修期間は防災センターに災害対策本部を設置する事が周知されていた。本部の設置場所に混乱は生じなかったが、市役所は昭和49年七夕豪雨と同じように、東庁舎の地階に水が浸入し被害を受ける事となった。このため、災害対策本部の設置場所、代替順位などの再検討が必要である。

##### 【庁舎の保全、確保対策】

耐震構造や浸水対策についての評価はされているが、今後の対策に対する優先順位は整理されていない。災害対策本部の設置場所と併せて検討する必要がある。

#### ③電気、水、食料等の確保

##### 【電気】

災害対策本部を設置した防災センターでは停電は発生しなかったため、電力供給先の優先順位決定や、非常用発電機の運転、燃料は課題とはならなかった。

【職員用水、食料、トイレ】

電気と同様に大規模な断水は発生しなかったため、冠水被害を受けなかった市内の飲食店、自動販売機も平常どおり営業を開始しており、職員用の物資の調達には至らなかった。

④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

【通信手段】

台風第21号の対策を実施する中で、有線電話、携帯電話とも平常どおり利用する事ができたが、防災センターの回線数が限られているため、繋がらない事があった。

⑤重要な行政データのバックアップ

【重要な電子データのバックアップ】

重要な電子データは浸水被害を受けた東庁舎地階には無く、電子データとしての大きな被害は発生しなかった。

【重要書類の浸水防止】

東庁舎地階に保管していた課税課等の簿冊が浸水被害を受けた。使用頻度や保管場所不足などの理由で安全な場所に事前に保管場所を移す事ができず、また、台風接近に伴う退避も実施する事ができなかった。

⑥非常時優先業務

【非常時優先業務】

台風第21号の対応では、24日以降の被災者生活再建に関する対策は、生活再建チームに業務が集中し、他の所属では通常業務を実施している状態となった。職員アンケート結果も踏まえ、負荷に係る所属のサポートが現場職員と幹部の認識にギャップがあった事が解る。今後はチーム長の手上げによる職員支援だけでなく、時間外勤務の状況などから、後方支援チームによるプッシュ型の支援を検討するなど、業務の平準化を図り、市役所の優先業務が滞る事が無い環境に近づける仕組みの検討が必要である。

## 8.衆議院議員選挙事務

### (1) 台風第 21 号に対する事前の対策

- 市内 311 箇所に設置した選挙ポスター掲示場の内、風の影響を被る可能性があると思われた 22 箇所を撤去
- 台風接近により期日前投票者数が増加したことから、期日前投票所の名簿照会端末機の増設
- 県内他市の状況及び対策等の照会

### (2) 台風第 21 号に対する当日の対策

- 選挙管理委員会臨時会（10：00、18：00、21：20、22：00 及び 22：30 開催）において繰延投開票の協議
- 市災害対策本部との情報共有
- 県内他市の状況及び対策等の照会
- 県選挙管理委員会との情報共有及び繰延投開票の協議

### (3) 今後の課題

投票日当日において、公職選挙法第 57 条の規定には「天災その他避けることができない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき」とあるが、台風接近に伴い暴風警報が発令される等、天災等が発生するおそれがあると予想される場合には、「天災等が予想される場合について」により総合的に勘案し、投票日の繰り延べることはやむを得ないと判断する。

なお、当該投票区に「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示【緊急】」が発令された場合には、その投票区は繰延投票とする。

#### 【天災等が予想される場合について】

- ①暴風圏内にあり、風雨が著しく強く、選挙人が投票所にくるにあたり生命の危機にさらされるような状態が考えられること。
- ②投票所において、投票管理者等が来所できず、また期日前投票所がおかれている市役所庁舎等が閉庁状態で市職員が選挙事務に従事できない状態であること。
- ③投票所が風雨により倒壊したり選挙人や選挙事務従事者が生命の危険にさらされたりする可能性が考えられること。
- ④管内の災害の発生状況（がけ崩れ、冠水による道路の寸断）

## 9.三重県・国への要望

### (1) 三重県への要望

台風第21号の甚大な被害を受け、平成29年11月13日に副市長から三重県に対し、次のことについて要望した。

- ・災害コーディネーター派遣制度の創設
- ・三重県被災者生活再建支援制度の創設
- ・農林水産業及び農業用排水機場の復旧支援
- ・浸水被害及び法面崩落復旧支援
- ・教育施設の復旧支援
- ・雨水対策の浸水被害支援

### (2) 国への要望

台風第21号の甚大な被害を受け、平成29年12月6日と7日に国土交通省及び財務省に対し、次のことについて市長から要望した。

- ・台風第21号による被害状況の調査
- ・勢田川の未整備区間の改修
- ・勢田川排水機場・桧尻川排水機場のポンプ増設
- ・勢田川の浚渫
- ・汁谷水門の対策検討
- ・公共下水道事業への財源支援
- ・減災に係る取組みの促進
- ・復旧にかかる予算確保

## 10.災害時応援協定に基づく協力

災害時応援協定に基づいて下記のとおり依頼し対応いただいた。

協定先	名称	活動内容
伊勢市内郵便局	災害発生時における伊勢市と伊勢市内郵便局の協力に関する協定	災害ボランティアセンターで、ボランティアの移送
県内市町村、広域環境組合	三重県災害等廃棄物処理応援協定	畳の処理を近隣の処理場で対応
関係法人 10 団体（福祉避難所 13 施設）	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	福祉避難所として避難者の受け入れ
イオンリテール株式会社 東海長野カンパニー三重事業部	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活必需品の給与に関する物資調達
三重県建設業協会伊勢支部、伊勢 GIS 協同組合、伊勢広域上下水道組合	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定	現場調査、応急復旧工事
株式会社ぎゅーとら	災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定書	避難者への食料提供
三重県立伊勢工業高等学校	災害時における避難所としての使用に関する協定書	避難所として開設
三重県立宇治山田商業高等学校	災害時における避難所としての使用に関する協定書	避難所として開設
三重県立明野高等学校	災害時における避難所としての使用に関する協定書	避難所として開設
三重県ペストコントロール協会	大規模災害等における防疫業務に関する協力についての協定書	防疫業務への協力

# 11.資料編

## 11.1 降水量 時系列表 (数値)

(単位：mm)

観測所		岩出		中村		県伊勢庁舎		ケーブル川		西豊浜		小俣・気	
月日	時間	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積
10月20日	16:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18:00	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19:00	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0.5	0.5
	20:00	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0.5	1.0
	21:00	1	2	1	1	1	2	1	2	1	2	0.5	1.5
	22:00	1	3	0	1	0	2	1	3	0	2	0	1.5
23:00	1	4	1	2	0	2	0	3	0	2	0	1.5	
10月21日	0:00	0	4	0	2	0	2	0	3	0	2	0.5	2.0
	1:00	0	4	0	2	1	3	1	4	1	3	0.0	2.0
	2:00	1	5	0	2	0	3	0	4	0	3	0.0	2.0
	3:00	0	5	2	4	1	4	2	6	0	3	0.5	2.5
	4:00	2	7	5	9	2	6	6	12	2	5	1.0	3.5
	5:00	4	11	2	11	4	10	2	14	1	6	0.5	4.0
	6:00	2	13	3	14	3	13	3	17	1	7	0.0	4.0
	7:00	2	15	1	15	1	14	2	19	1	8	1.0	5.0
	8:00	2	17	3	18	3	17	3	22	2	10	2.0	7.0
	9:00	4	21	4	22	3	20	4	26	4	14	3.0	10.0
	10:00	1	22	2	24	2	22	3	29	1	15	1.0	11.0
	11:00	5	27	3	27	3	25	3	32	3	18	3.5	14.5
	12:00	5	32	5	32	4	29	5	37	5	23	4.0	18.0
	13:00	4	36	3	35	3	32	3	40	3	26	3.5	21.5
	14:00	1	37	1	36	1	33	1	41	0	26	0.5	22.0
	15:00	3	40	2	38	1	34	4	45	1	27	1.5	23.5
	16:00	4	44	5	43	5	39	5	50	4	31	4.0	27.5
	17:00	6	50	4	47	5	44	5	55	2	33	3.5	31.0
	18:00	2	52	4	51	2	46	4	59	2	35	2.0	33.0
	19:00	3	55	1	52	3	49	3	62	2	37	3.0	36.0
	20:00	4	59	4	56	3	52	5	67	3	40	3.0	39.0
	21:00	0	59	0	56	1	53	0	67	1	41	0.5	40.0
	22:00	3	62	2	58	1	54	2	69	1	42	1.0	41.0
23:00	1	63	1	59	1	55	1	70	0	42	1.0	42.0	
10月22日	0:00	3	66	2	61	2	57	2	72	2	44	2.0	44.0
	1:00	3	69	3	64	3	60	3	75	2	46	2.0	46.0
	2:00	7	76	5	69	6	66	6	81	4	50	4.5	50.5
	3:00	9	85	7	76	6	72	11	92	5	55	6.5	57.0
	4:00	13	98	12	88	12	84	13	105	10	65	10.0	67.0
	5:00	9	107	7	95	8	92	9	114	6	71	4.5	71.5
	6:00	10	117	11	106	11	103	15	129	9	80	6.5	78.0
	7:00	11	128	12	118	12	115	16	145	11	91	8.5	86.5
	8:00	17	145	19	137	17	132	19	164	14	105	11.0	97.5
	9:00	19	164	22	159	22	154	25	189	20	125	16.0	113.5
	10:00	12	176	20	179	14	168	18	207	14	139	10.5	124.0
	11:00	10	186	13	192	10	178	14	221	9	148	8.0	132.0
	12:00	7	193	9	201	8	186	10	231	8	156	5.5	137.5
	13:00	9	202	9	210	5	191	14	245	5	161	4.5	142.0
	14:00	10	212	10	220	9	200	13	258	7	168	6.0	148.0
	15:00	15	227	12	232	12	212	19	277	10	178	12.0	160.0
	16:00	10	237	16	248	13	225	22	299	9	187	7.5	167.5
	17:00	30	267	33	281	36	261	45	344	31	218	28.5	196.0
	18:00	34	301	43	324	40	301	48	392	34	252	29.5	225.5
	19:00	39	340	40	364	37	338	41	433	32	284	29.0	254.5
	20:00	69	409	61	425	64	402	56	489	66	350	62.0	316.5
	21:00	58	467	40	465	50	452	29	518	55	405	59.0	375.5
	22:00	38	505	22	487	25	477	26	544	28	433	38.0	413.5
23:00	51	556	32	519	40	517	35	579	42	475	47.5	461.0	

(単位：mm)

観測所		岩出		中村		県伊勢庁舎		ケーブル川		西豊浜		小俣・気	
月日	時間	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積	1時間	累積
10月23日	0:00	57	613	68	587	71	588	73	652	64	539	56.5	515.5
	1:00	21	634	26	613	25	613	34	686	20	559	20.5	536.0
	2:00	5	639	4	617	4	617	5	691	3	562	3.0	539.0
	3:00	8	647	4	621	5	622	3	694	1	563	0.0	539.0
	4:00	1	648	1	622	0	622	0	694	0	563	0.0	539.0
	5:00	1	649	0	622	1	623	0	694	0	563	0.5	539.5
	6:00	0	649	0	622	0	623	0	694	0	563	0.0	539.5
	7:00	0	649	0	622	0	623	0	694	0	563	0.0	539.5
	8:00	0	649	0	622	0	623	0	0	0	0	0.0	539.5
	9:00	0	649	0	0	0	623	0	0	0	0	0.0	539.5
10:00	0	649	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	539.5	

出典：国土交通省川の防災情報・三重県伊勢建設事務所、松阪建設事務所、津地方気象台

※小俣気象台アメダスデータは0.5mm単位で観測し、気象庁の総雨量は21日1時から23日23時までの期間としているため、そのデータに合わせた。

## 11.2 河川水位 時系列表（数値）

（単位：m）

河川水位名称	観測所							
	宮川	五十鈴川	横輪川	勢田川	松下川	桧尻川	大堀川	外城田川
	玉城町 岩出	中村	津村	岡本	松下	船江	大堀川新橋	西豊浜
氾濫危険水位	8.20	2.70	-	3.40	-	-	3.11	3.56
避難判断水位	7.20	2.00	-	3.20	-	-	2.50	3.19
氾濫注意水位	5.00		-	2.60	2.15	-		
水防団待機水位	4.20	1.50	-	2.50	1.89	-	2.40	2.63

（単位：m）

日時		観測所							
		宮川	五十鈴川	横輪川	勢田川	松下川	桧尻川	大堀川	外城田川
10月22日	4:00	1.47	0.96	0.72	1.51	1.52	1.61	1.56	1.74
	5:00	1.59	1.11	0.95	1.85	1.93	2.03	2.04	1.91
	6:00	1.68	1.21	1.09	2.26	2.27	2.37	2.45	2.01
	7:00	1.80	1.33	1.23	2.47	2.48	2.58	2.66	2.06
	8:00	1.94	1.49	1.48	2.57	2.58	2.00	2.63	2.16
	9:00	2.15	1.70	1.83	2.63	2.60	2.05	2.50	2.38
	10:00	2.40	1.81	2.13	2.11	2.51	2.09	2.29	2.56
	11:00	2.61	1.74	2.30	1.83	2.35	1.92	1.82	2.57
	12:00	2.79	1.67	2.47	1.66	1.50	1.69	1.51	2.53
	13:00	2.95	1.60	2.65	1.56	1.39	1.51	1.36	2.43
	14:00	3.09	1.57	2.81	1.58	1.44	1.54	1.49	2.38
	15:00	3.21	1.63	2.98	1.71	1.66	1.72	1.76	2.43
	16:00	3.36	1.75	3.19	1.99	2.19	2.08	2.22	2.54
	17:00	3.53	2.04	3.43	欠測	2.72	2.65	2.59	2.64
	18:00	3.86	2.69	3.92	3.08	3.34	3.02	2.94	2.98
19:00	4.21	2.90	4.31	3.39	3.13	3.22	3.16	3.11	
20:00	4.89	3.33	5.09	3.60	2.97	3.21	3.10	3.48	
21:00	5.80	3.41	6.12	3.51	2.80	3.10	2.76	3.72	
22:00	6.49	3.15	6.92	3.19	2.56	2.88	2.55	3.91	
23:00	7.21	2.93	7.81	3.12	2.33	2.73	2.45	4.05	
10月23日	0:00	8.01	3.44	8.80	3.49	2.21	2.67	2.41	4.27
	1:00	8.61	3.64	9.45	3.06	2.25	2.53	2.35	4.39
	2:00	8.72	3.16	9.76	2.33	2.13	2.33	2.24	4.39
	3:00	8.73	2.62	9.63	1.97	1.93	2.03	2.12	4.33
	4:00	8.30	2.24	9.04	1.71	1.79	2.03	2.00	4.08
	5:00	7.74	1.98	8.17	1.70	1.84	1.94	1.97	3.78
	6:00	6.85	1.80	7.13	1.97	2.16	2.16	2.25	3.40
	7:00	5.96	1.65	5.99	2.34	2.46	2.46	2.67	3.08
	8:00	5.21	1.50	5.24	2.25	2.52	2.40	2.69	2.85
	9:00	4.63	1.39	4.53	2.32	2.39	2.36	2.58	2.66
10:00	4.17	1.30	3.96	1.90	2.04	2.08	2.43	2.50	

出典：国土交通省川の防災情報

### 11.3 被害認定調査時の聞き取り結果

#### 平成 29 年台風第 21 号 住家被害認定調査等における 市民からの意見・要望とりまとめ（概要）

■災害対策本部にて、被害状況を把握し、翌日から概要調査実施を決定し、被害集中地区を選定したうえで、10月23日から外観からの目視による概要調査を実施。

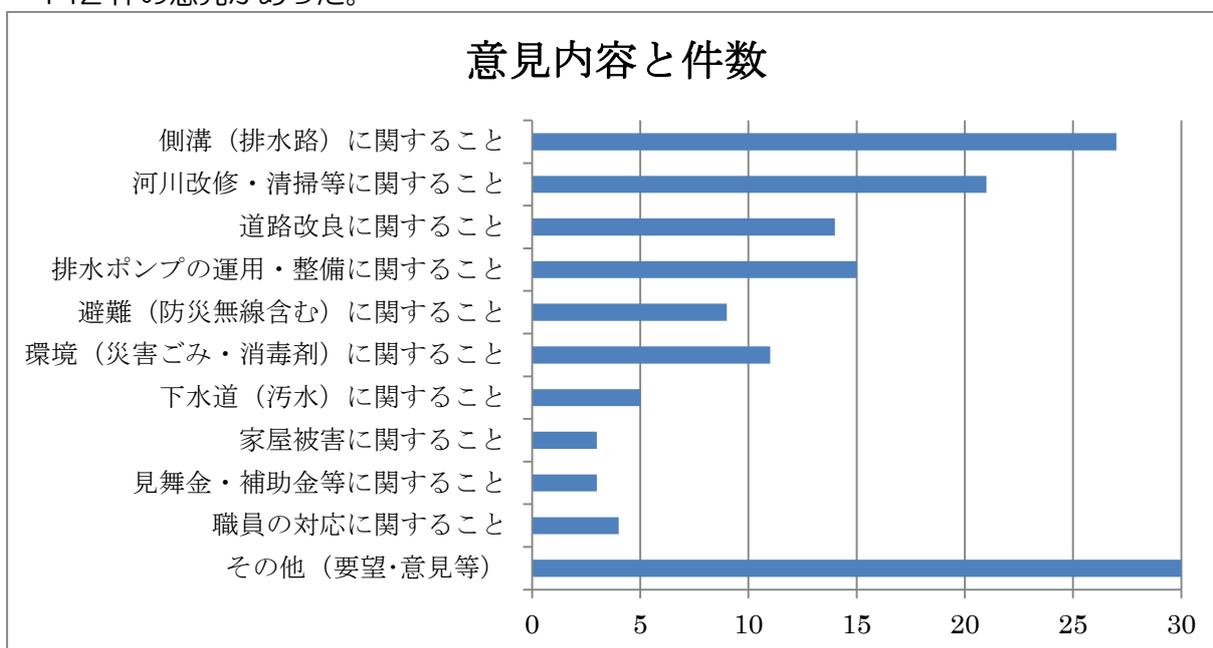
・概要調査の結果

床上浸水 494 戸 床下浸水 712 戸 その他（店舗）135 戸

■11月1日より被害認定調査を開始。11月3日から9日の間は、県職員延べ58名の応援があった。11月9日には、重点地域の被害認定調査が完了したため、10日以降は不在で連絡のあったところ、個別の調査依頼のあったところへ、調査を行った。

・1,850 戸（延べ 265 チーム 530 名で実施、県応援職員 56 名含む）

■被害認定調査及び窓口等への意見・要望も合わせ、11月1日から12月20日までに142件の意見があった。



#### ◇主な意見

##### 【側溝（排水路）】

- ・側溝に泥がたまっているため、うまく排水できておらず、対応してほしい。
- ・ドブの幅が狭いため、水があふれやすい、広げて欲しい
- ・排水ポンプのあるところまで、グレーチングのあるしっかりした側溝を延伸してほしい。
- ・ゴミが詰まって流れが悪い。重いコンクリートのふたは上げられないので、清掃をお願いしたい。

##### 【道路改良等】

- ・避難の勧告や指示が出て避難する頃には前の道が冠水して孤立状態になっている。何とか対策して欲しい。
- ・交差点の道路が高い。もっと下げてもらわないと水がはけていかない。道路を1つ潰しても水路をつくって水がはけるようにしてほしい。

#### 【排水ポンプの運用・整備】

- 一色の排水機場について、メンテナンス等により、1台が動かさない状況だったと聞いた。メンテナンス等が必要なのはわかるが、冬等、台風の発生時期をはずして実施してもらいたい。
- 今回の台風時、汁谷川の排水ポンプが何台かこわれた（こわれていた？）と聞いている。そんなことでは困る！日頃からの点検等を注意してやっていただき、今後このようなことがないようにしてもらいたい！
- ポンプが停止した件について、今後の改善策等を住民に知らせてほしい。

#### 【避難（防災無線含む）】

- 広報車の速度が速いこと、雨音等により 防災無線が聞こえにくい。障がい者の子どもがいるが、どのように避難すればよいか教えてほしい。
- 車の避難についても放送等で注意喚起してほしい。

#### 【河川改修・清掃等】

- 川を一年に一度でもよいので、掃除してもらえばもう少し排水が良くなると思う。
- 山からの雨水を流す水路が細く砂利で埋まってしまう。台風後には、いつも重機で砂利の撤去をしてもらっている。

#### 【見舞金・補助金】

- 中小企業の再建による支援制度について何かないのか。
- 床下浸水でも消毒等の費用が発生している。車も水没した。床上だけ補助があり、床下はないのはおかしい。

#### 【環境（災害ごみ・消毒液）】

- 災害調査より消毒を優先すべき。以前の水害の時は、まず消毒をしに来てくれた。今は消毒を取りに行かなければならない。取りに行かないところは消毒しないままになるのは、問題だと思う。何を優先すべきか、考えてほしい。

#### 【下水道（汚水）】

- 浄化槽について今回の被害はなかったが今後浸かって汚水等流れたらどのように処理すべきか？市は何をしてくれるのか？

#### 【職員対応】

- 「消毒液は取りに来てください」と言われたが、近隣の方に後で聞いた話では「配布してくれたよ」と。対応が異なるため どういった事なのか、今後は統一した対応でお願いしたい。

#### 【その他（要望・意見）】

- 事業者向けの補助等の案内が少ない 県では補助が出る話も聞いた。そういう話も（チラシも）配ってはどうか。
- 被災しても自己負担で修理等を行っている家もある。災害調査不要。そういった市民もいる。
- 水害で浄化槽が破損した。原因は排水機場のポンプが故障したからではないのか？
- 排水機体制について、委託していると聞いた。災害時人がいないと聞いたが、しっかり管理して欲しい。
- 見舞金について、床下でも床上でも被害者であるのに一律にはならないのか。
- うらの空家がくずれてきた。子供たちもいて、危ないので、どこへ言ったらいいか？対処してもらいたい。
- 汁谷川に対する指示なり情報がなかった。そのため安心して避難しなかった。水位なり情報がなかったので発信をちゃんとして欲しい。
- どのような支援を受けられるのか それぞれの担当課に連絡するのが大変。
- 側溝、どぶ川の掃除をしてほしい。草など刈るだけではなく底からさらってほしい。自治会等でも要望しているが、「順番がある」「予算がない」といってなかなかしてもらえない。



---

平成29年台風第21号 災害対応記録

平成30年10月

発行 伊勢市

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1-7-29

TEL :0596-23-1111

Mail:kikikanri@city.ise.mie.jp

---